

「第2次 佐野市中心市街地活性化基本計画」

栃木県佐野市

令和2年8月

はじめに

わが国においては、急速な社会情勢の変化や生活スタイルの多様化に伴い、少子化・高齢化が急激に進むとともに、東京圏への人口一極集中等により地方都市における人口減少がより一層進んでおります。

このような中、本市では、平成21年度に策定した「佐野市中心市街地活性化基本計画」のもと、様々な事業を展開し、「住みたい魅力にあふれているまち」の実現を目指してまいりました。計画策定以降、「佐野駅前交流プラザ」や「まちなか活性化ビル」のような中心市街地活性化の拠点となる公共施設の整備のほか、商工会議所や地元金融機関など多くの皆様のご協力のもと、今後のまちづくりの先導的な役割を担う「さのまちづくり株式会社」が設立されたことは大変喜ばしいことでございます。

しかしながら、中心市街地につきましては、人口は年々減少しており、まちなかには多くの空き家・空き地が見受けられ、引き続き中心市街地活性化に向けた取組が必要だと痛感しております。

そこで今回、前基本計画の方針を踏まえたうえで、より効果的に中心市街地活性化を図れるよう「第2次中心市街地活性化基本計画」を策定することといたしました。

本計画は、コンパクトなまちづくりを主眼に置き、事業の効率性・効果性を高めるため、前述のまちづくり会社をはじめとする「民間主導の官民連携まちづくり」を重視したものとなっております。

引き続き、本市も中心市街地活性化のため尽力してまいります。今後は、これまで以上に市民の皆様のお力を必要とする場面も増えてくるかと思っておりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和2年8月

佐野市長 岡部 正英

目次

はじめに

第1章 本市の中心市街地活性化について.....	1
1. これまでの取組.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の策定体制.....	6
4. 計画の期間.....	6
第2章 まちなかの現況と課題.....	7
1. まちなかの各種データについて.....	7
2. まちなかの現況と課題の整理.....	23
第3章 中心市街地活性化計画区域.....	24
1. 区域設定に関する基本的な考え方.....	24
第4章 まちなかの目指す姿.....	26
1. まちなかの将来像.....	26
2. 将来像の実現に向けて.....	26
3. まちなかの整備方針.....	28
第5章 活性化施策・事業.....	30
1. 活性化施策・事業の体系.....	30
2. 方針ごとの活性化施策・事業.....	31
第6章 各基本方針の指標・目標値の設定.....	39
1. 各基本方針の指標・目標値の設定.....	39
第7章 活性化の実現に向けて.....	45
1. 市民の主体的参加及び協働体制の確立.....	45
2. 佐野市まちなか活性化推進協議会.....	45
3. 本基本計画の実施スケジュールの確立と各期の取組.....	47
4. まちなか活性化に向けた今後の取組.....	48
参考資料編.....	49
次期中心市街地活性化基本計画及び推進体制の在り方について.....	資-1
□佐野市まちなか活性化推進協議会規約.....	資-18
□佐野市まちなか活性化推進協議会名簿.....	資-20
□佐野市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱.....	資-23
□佐野市中心市街地活性化基本計画策定委員会名簿.....	資-24
□佐野市中心市街地活性化基本計画策定部会名簿.....	資-25
□策定経過.....	資-26

第1章 本市の中心市街地活性化について

1. これまでの取組

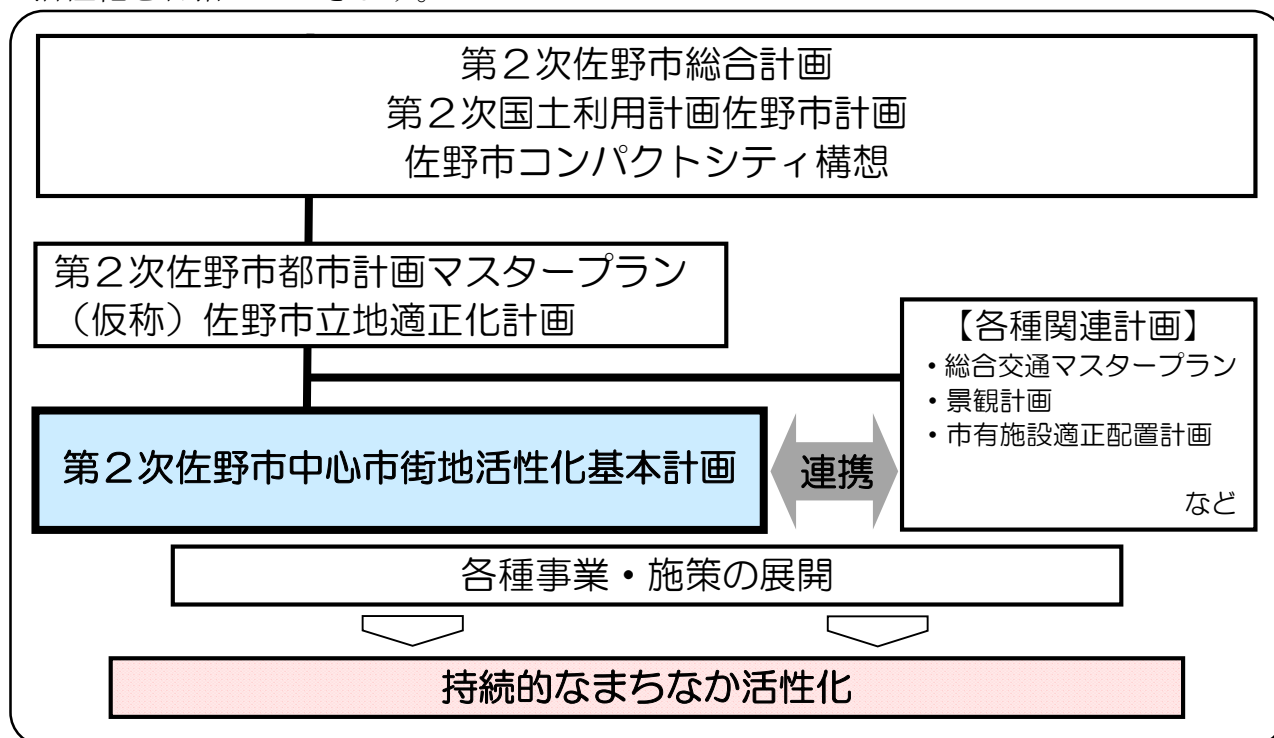
本市のまちなか（中心市街地）では、平成21年度に策定しました「佐野市中心市街地活性化基本計画（以下「前基本計画」という。）」における、「佐野駅前交流プラザ」や「まちなか活性化ビル」など、基盤整備は充実しつつあり、県道桐生岩舟線や市道1級1号線など、まちなかの骨格となる都市計画道路の整備も進んでいます。また、こうしたハード事業のほか、商業活性化に向けたソフト事業も実施してきましたが、人口増加や販売額増加などの明確な成果が現れていないのが現状です。

しかしながら、平成27年10月に市や商工会議所、地元金融機関などの出資により、「さのまちづくり株式会社」を設立できたことは、前基本計画期間中における大きな成果と言えます。同社は、今後のまちづくりを進めていく上で、先導的な役割を担う存在であり、「第2次中心市街地活性化基本計画（以下「本基本計画」という。）」においても非常に重要な存在となります。

本基本計画は、前基本計画の反省点を踏まえつつ、まちなか居住を中心に活性化に向けた目標や基本方針などを明らかにするとともに、「さのまちづくり株式会社」をはじめとする民間事業者と協力しながら各種活性化事業の展開を行っていきます。

2. 計画の位置づけ

本基本計画は、上位計画である「第2次佐野市総合計画」や「第2次佐野市都市計画マスタープラン」等を踏まえ、今後10年間のまちなか活性化を実現するための指針となるものです。今後は、これを基に市民協働による各種事業を展開し、持続的なまちなか活性化を目指していきます。



計画名	中心市街地活性化基本計画と関連する項目						
第2次佐野市総合計画 基本構想	第3部 前期基本計画						
平成30(2018)年3月	第2章 基本目標 基本目標1 魅力ある産業で賑わう活力あるまちづくり 2 地域資源を活かしたまちづくり (1) 中心市街地及び地域市街地の活性化 【施策の目的】 ・商業を中心とした魅力ある中心市街地（佐野駅周辺地区）を創出します。 ・地域市街地（田沼駅及び葛生駅周辺地区）の活性化のため、地域特性に応じた生活機能の充実を図ります。 【施策の基本方針】 ① 中心市街地の賑わい創出 ・さのまちづくり株式会社と連携した商業振興を推進し、集客力を高める中心市街地の創出に取り組みます。 ・中心市街地の空き店舗対策を積極的に進めます。 ・歩行者の安全性や市役所方面へのアクセスを向上させるため、市道佐野57号線等の整備を行います。 ・まちなか活性化の拠点を充実させるとともに、新たな市民交流の場を提供します。 【役割分担】 <table border="1"> <tr> <td>市民</td><td> ・各市街地内の有効な土地利用に努めます。 ・各地域の特色を活かしたまちづくりに積極的に参加します。 </td></tr> <tr> <td>事業所</td><td> ・魅力ある店舗となるため創意工夫や空き店舗の活用を積極的に行います。 ・各店舗等で取り扱う商品の独自性を高めるとともに、他業種との連携に取り組み、地域の活性化につなげます。 </td></tr> <tr> <td>行政</td><td> ・中心市街地内のインフラ整備を計画的に進めます。 ・地域市街地内の既存ストックを十分活用しつつ、生活拠点として必要な住環境を確保します。 ・さのまちづくり株式会社や地域おこし協力隊と連携し、各市街地の活性化につながる効果的な事業を展開します。 ・空き店舗の有効活用を推進します。 </td></tr> </table>	市民	・各市街地内の有効な土地利用に努めます。 ・各地域の特色を活かしたまちづくりに積極的に参加します。	事業所	・魅力ある店舗となるため創意工夫や空き店舗の活用を積極的に行います。 ・各店舗等で取り扱う商品の独自性を高めるとともに、他業種との連携に取り組み、地域の活性化につなげます。	行政	・中心市街地内のインフラ整備を計画的に進めます。 ・地域市街地内の既存ストックを十分活用しつつ、生活拠点として必要な住環境を確保します。 ・さのまちづくり株式会社や地域おこし協力隊と連携し、各市街地の活性化につながる効果的な事業を展開します。 ・空き店舗の有効活用を推進します。
市民	・各市街地内の有効な土地利用に努めます。 ・各地域の特色を活かしたまちづくりに積極的に参加します。						
事業所	・魅力ある店舗となるため創意工夫や空き店舗の活用を積極的に行います。 ・各店舗等で取り扱う商品の独自性を高めるとともに、他業種との連携に取り組み、地域の活性化につなげます。						
行政	・中心市街地内のインフラ整備を計画的に進めます。 ・地域市街地内の既存ストックを十分活用しつつ、生活拠点として必要な住環境を確保します。 ・さのまちづくり株式会社や地域おこし協力隊と連携し、各市街地の活性化につながる効果的な事業を展開します。 ・空き店舗の有効活用を推進します。						

計画名	中心市街地活性化基本計画と関連する項目
第2次国土利用計画 佐野市計画 平成30（2018）年 3月 佐野市	第1章 市土の利用に関する基本構想 第4 市土の利用の基本方針 2 市土の利用の基本方向 ①土地需要の量的調整 ア 市土の有効活用 都市的土地利用※13については、人口減少下においても、地域によっては、住宅地や事務所・店舗用地等の一定程度の需要が見込まれることから、低・未利用地の有効利用を促進することにより、計画的に良好な市街地の形成と再生を図るとともに、賑わいと魅力のある中心市街地及び周辺地域のコミュニティ拠点の整備や定住と子育てのできる基盤の整備・確保を図ります。また、民間活力の活用により、土地の有効利用を促します。 ※13 住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用。 第5 ゾーン別の市土の利用の基本方向 1 市街ゾーン 道路や公園・緑地※17、下水道等の整備及び維持管理に努め、居住環境や産業機能の整備充実を図ります。 中心市街地活性化事業、佐野新都市地区の整備や国道50号沿線の新たな開発、北関東自動車道出流原PA周辺の開発等を計画的に促進し、定住機能、商業・業務機能、行政機能、交通拠点機能、余暇・レジャー機能、教養文化機能、物流・流通機能等都市機能を分担配置します。 特に、佐野駅周辺、佐野新都市周辺、田沼駅周辺、葛生駅周辺の4箇所を都市核※18と位置付け、都市機能を集約します。 ※17 公園、広場、墓園等、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と市民の心身の健康の保持増進など、健康で文化的な都市生活を確保するための土地。 ※18 行政、商業、医療、文化など、様々な都市機能が集積し、それぞれが有機的に連携・支援され、利便性の高い交通環境を有する拠点

計画名	中心市街地活性化基本計画と関連する項目						
佐野市コンパクトシティ構想 平成 31（2019）年 3月 佐野市	第2章 目指す都市像（コンパクト・プラス・ネットワーク） 1. コンパクト・プラス・ネットワークの骨格 （1）拠点・ゾーンの考え方 ●中心拠点 都市機能が集積し、幹線道路網が構築され、かつ鉄道駅が存在するなど、各機能が有機的に連携した利便性の高い市街地を「中心拠点」として位置付けます。 中心拠点には、利便性の高い交通環境を有する拠点として、市全体を牽引するような持続的な発展が期待される佐野駅から佐野市駅周辺一帯を設定します 第3章 施策の方向性 1. 施策の体系 <table border="1"> <tr> <th>まちづくりの基本方針</th><th>施策の方向性</th></tr> <tr> <td rowspan="3">1 利便性が高く魅力ある都市の拠点を形成します</td><td>1. 都市機能の誘導・集積 ・医療・福祉、商業、教育等の都市機能の拠点への集積の促進 ・まちなかの利便性向上のための事業の推進</td></tr> <tr> <td>2. 中心市街地の魅力の向上 ・中心市街地活性化事業の活用 ・個性的・魅力的な商業の振興に資する取組の強化</td></tr> <tr> <td>3. しごとの場の創出 ・都市機能の誘導による新たなしごとの場の創出</td></tr> </table>	まちづくりの基本方針	施策の方向性	1 利便性が高く魅力ある都市の拠点を形成します	1. 都市機能の誘導・集積 ・医療・福祉、商業、教育等の都市機能の拠点への集積の促進 ・まちなかの利便性向上のための事業の推進	2. 中心市街地の魅力の向上 ・中心市街地活性化事業の活用 ・個性的・魅力的な商業の振興に資する取組の強化	3. しごとの場の創出 ・都市機能の誘導による新たなしごとの場の創出
まちづくりの基本方針	施策の方向性						
1 利便性が高く魅力ある都市の拠点を形成します	1. 都市機能の誘導・集積 ・医療・福祉、商業、教育等の都市機能の拠点への集積の促進 ・まちなかの利便性向上のための事業の推進						
	2. 中心市街地の魅力の向上 ・中心市街地活性化事業の活用 ・個性的・魅力的な商業の振興に資する取組の強化						
	3. しごとの場の創出 ・都市機能の誘導による新たなしごとの場の創出						
第2次佐野市都市計画マスタープラン 平成 31（2019）年 3月 佐野市	第2章 全体構想（都市構造） 1. テーマと基本目標 都市計画の基本目標 ①『拠点連結（いもフライ）型都市構造』の構築 本市にふさわしいコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造のあり方として、都市機能の集積を促進する拠点（中心・地域拠点）を中心に、公共交通を利用できる暮らしやすい生活環境を形成するゾーン（生活ゾーン）、生活支援機能の集約・確保を図り集落の地域生活を支えるゾーン（集落ゾーン）などを地域特性に応じて配置し、これらを公共交通などで有機的に連携させ、全ての世代の暮らしやすさと、持続可能な都市の発展を推進します。 2. 将来都市構造の基本的考え方 （1）面の構想 ②市街地及び市街地外の役割 〈市街地を形成するゾーン〉 ●まちなかゾーン						

- ・佐野駅・佐野市駅周辺、田沼駅・田沼行政センター周辺、葛生駅・葛生行政センター周辺、佐野新都市を本市の「まちなかゾーン」と位置づけます。これらの「まちなかゾーン」は、互いにそれぞれの役割分担を明確にした上で連携強化を図り、魅力ある市街地の形成を推進します。

(3) 拠点の構想

①中心拠点

○本市の持続的な発展を支えるため、様々な都市機能が集積し、それぞれが有機的に連携・支援され、利便性の高い交通環境を有する拠点として、「中心拠点」を形成します。

●中心市街地

佐野駅から佐野市駅周辺一帯は、公共公益施設の立地を活かし、公共交通の利便性の向上、都市機能の誘導や都市基盤施設の再整備、居住の誘導により、まちなか居住の推進と交流の活性化を図ります。

第3章 全体構想（分野別方針）

2. 分野別方針

(1) 土地利用の方針

①まちなかゾーン

都市機能と居住を集約した全ての世代が住みやすい拠点づくりを目指すゾーン

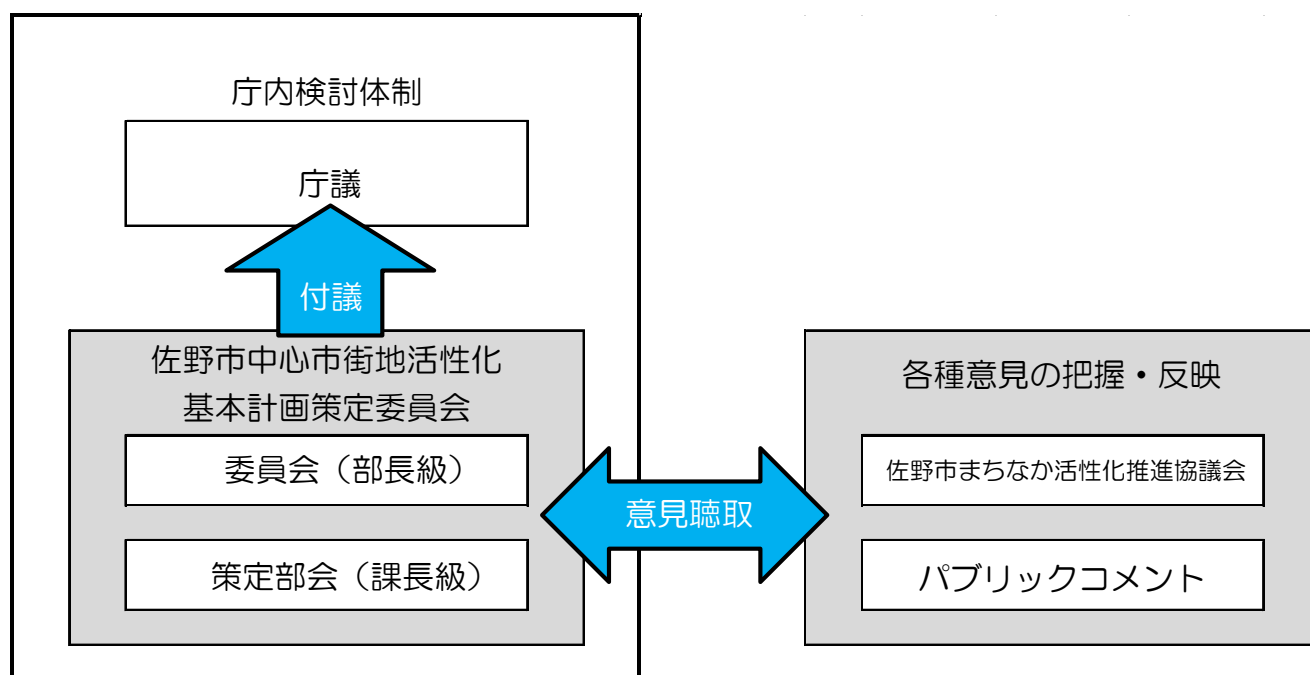
○佐野駅・佐野市駅周辺エリア

- ・行政、商業・業務、文化、観光などの都市機能の充実を図るとともに、様々な都市機能が集積する都市空間の形成を推進します。また、生活利便性の高いまちなかの居住環境の再生を進めます。
- ・土地利用の整序や街並みづくりにより、本市の中心市街地にふさわしい環境整備を進めるとともに、中心市街地の活性化、空き家や空き地などの低・未利用地の活用により、まちなかの賑わいの創出を図ります。

3. 計画の策定体制

本基本計画は、平成 30 年度に佐野市まちなか活性化推進協議会（以下、「協議会」という。）より市へ提出された「次期中心市街地活性化基本計画及び推進体制の在り方について」の提案書における、策定方針に基づき、庁内の佐野市中心市街地活性化基本計画策定委員会（以下、「委員会」という。）及び策定部会（以下、「部会」という。）において原案及び素案を作成し、協議会及びパブリックコメントにより民間の意見を把握、反映しました。

【本基本計画の策定体制】



4. 計画の期間

上位計画である「第2次佐野市総合計画」の計画期間に合わせ、令和2年度から令和11年度の10年間を本基本計画の計画期間とし、定期的にフォローアップを行いながら各種活性化事業を展開していきます。

第2章 まちなかの現況と課題

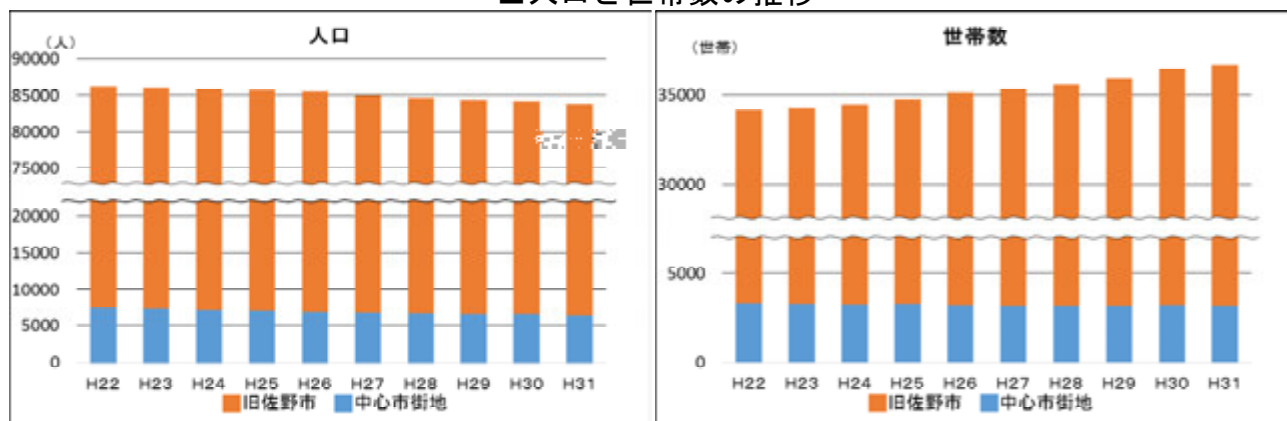
1. まちなかの各種データについて

(1)人口と世帯数の推移(前基本計画区域内の20町丁を対象として集計した数値)

前基本計画の計画期間である平成22年から平成31年までの人口の推移を見ると、旧佐野市全域では約3%減とゆるやかに減少しております。それに対し、中心市街地においては、平成31年では7,279人と平成22年から約1,000人減少しており、比率にすると約12%減となっていることから、より減少傾向が強いことが分かります。また、旧佐野市に占めるシェアも減少を続けております。

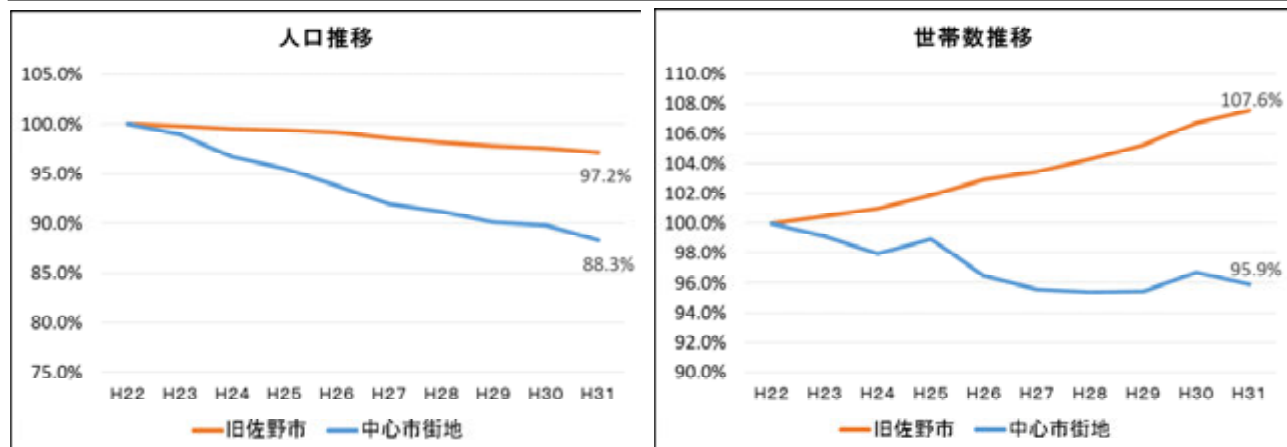
また、平成22年以降の世帯数の推移を見ると、旧佐野市全域では増加傾向にあり、平成22年と平成31年を比べると約8%の伸びを示しています。一方、中心市街地では微増する年もあるものの減少傾向となっており、平成31年で3,517世帯と平成22年と比べて約150世帯減少しております。

■人口と世帯数の推移



	人口									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
旧佐野市	85,347	85,141	84,944	84,776	84,619	84,129	83,739	83,480	83,307	82,943
うち中心市街地	8,245	8,156	7,975	7,875	7,732	7,580	7,518	7,428	7,408	7,279
中心市街地シェア	9.7%	9.6%	9.4%	9.3%	9.1%	9.0%	9.0%	8.9%	8.9%	8.8%

	世帯数									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
旧佐野市	33,797	33,943	34,135	34,424	34,785	34,966	35,242	35,576	36,063	36,351
うち中心市街地	3,668	3,636	3,592	3,629	3,538	3,505	3,499	3,501	3,547	3,517
中心市街地シェア	10.9%	10.7%	10.5%	10.5%	10.2%	10.0%	9.9%	9.8%	9.8%	9.7%



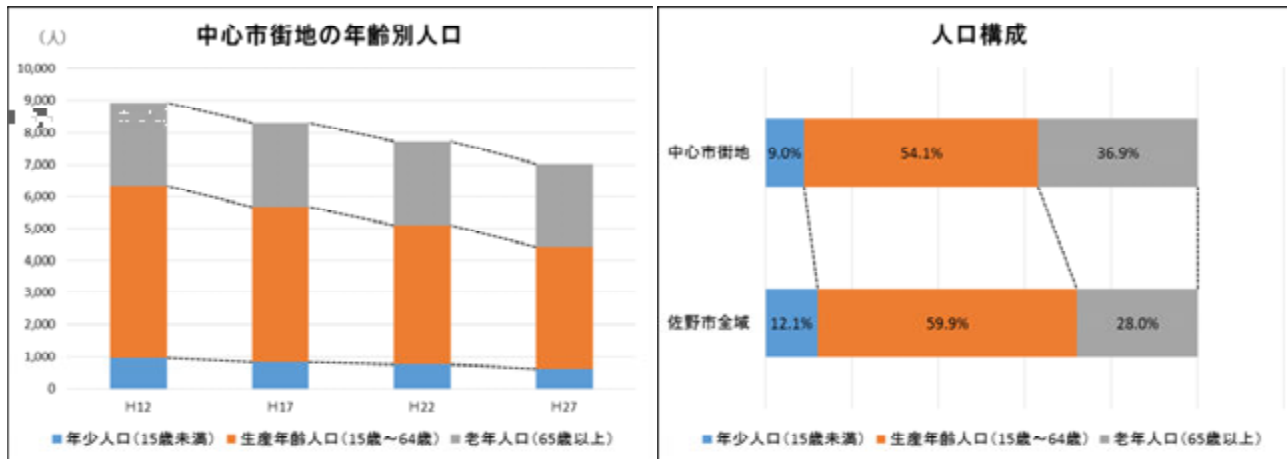
出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) まちなかにおける少子高齢化の現状

まちなかでは年少人口（15歳未満）9.0%に対し、老年人口（65歳以上）は36.9%と、高齢化率が非常に高くなっており、市全域と比較しても、少子高齢化の状況が著しい地域であることが分かります。

町丁別に高齢化率を見ると、旧佐野市では、まちなかに高齢者の比率の高い地域が集積し、一番多いところでは40%を越えています。それを中心として高齢化比率の低い地域がとりまき、外側に向かって高くなる同心円状の構造となっています。

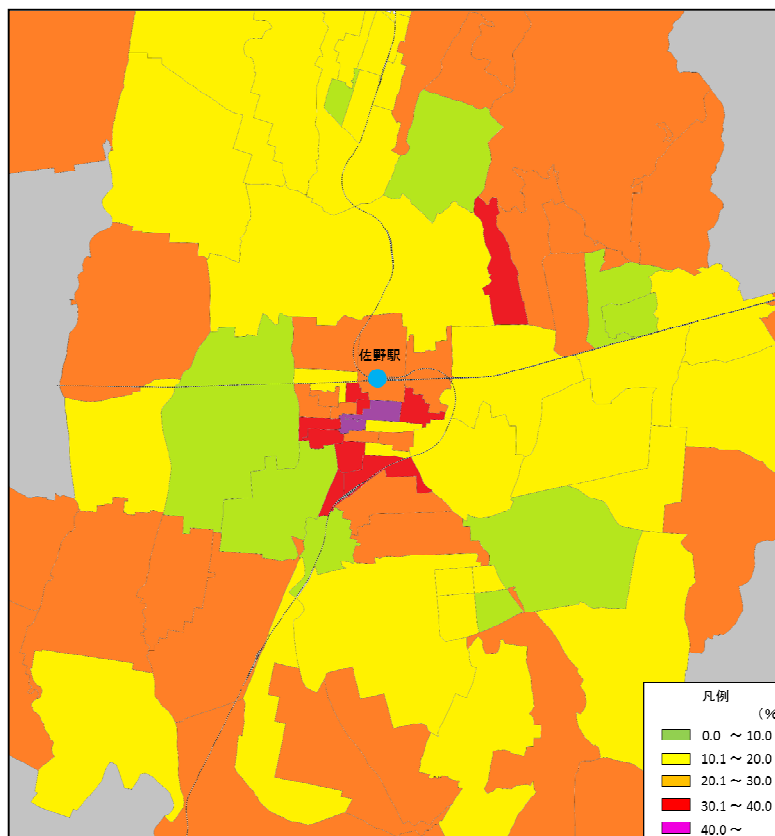
■ 中心市街地の人口構成



出典：国勢調査（総務省）

※人口構成は平成 27 年のデータを使用

■ 町丁別高齢化率

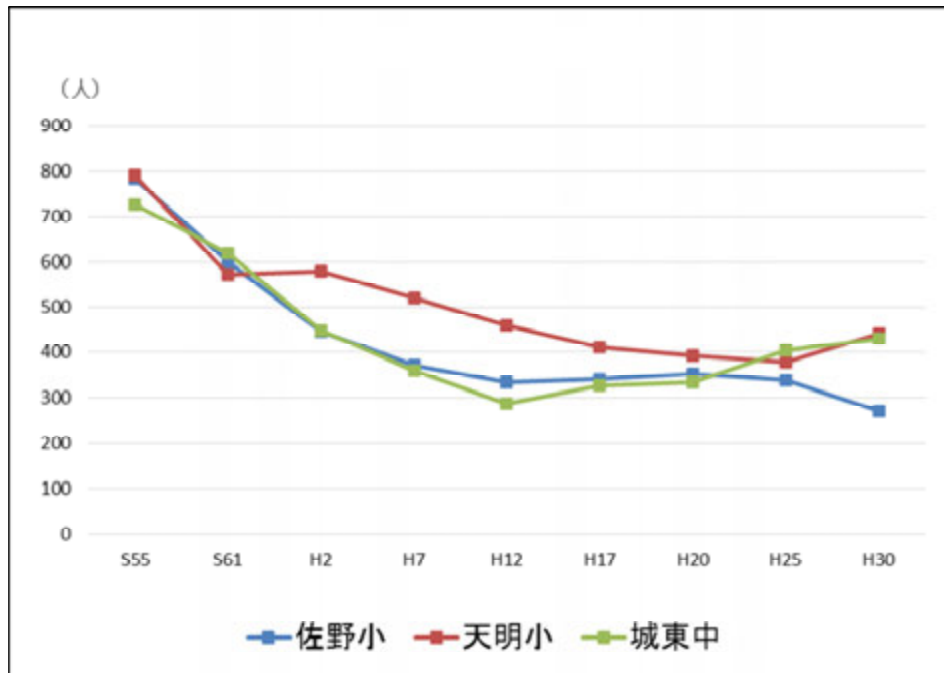


出典：平成 27 年国勢調査（総務省）

(3)小中学校児童・生徒数の推移

まちなかの小中学校3校における児童・生徒数の推移は、以下の図のとおりです。各学校とも昭和55年から平成20年までの約30年間で、児童・生徒数が半減していますが、天明小及び城東中は増加傾向にあります。また、佐野小においては平成12年から平成20年までは、緩やかな増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向となっています。

■ 中心市街地児童・生徒数の推移



(単位：人)

区分	佐野小	天明小	城東中
S55	785	791	726
S61	601	572	618
H2	445	579	449
H7	371	522	359
H12	334	460	287
H17	340	410	328
H20	353	392	335
H25	338	379	405
H30	270	441	430

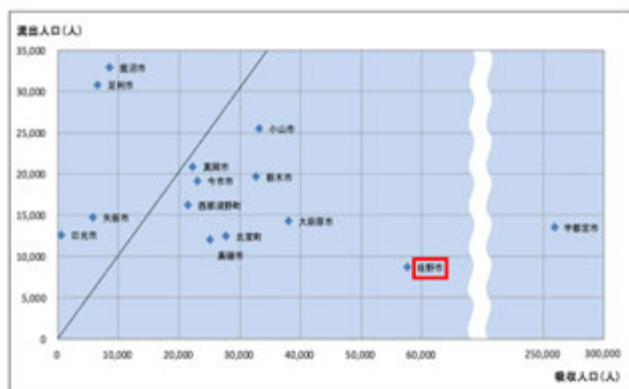
出典：佐野市教育委員会資料

(4)商業環境

栃木県が平成 26 年度に実施した地域購買動向調査によると、旧佐野市の第一次商圈（吸収率 30%以上）は、旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町、旧岩舟町、旧藤岡町で構成されています。

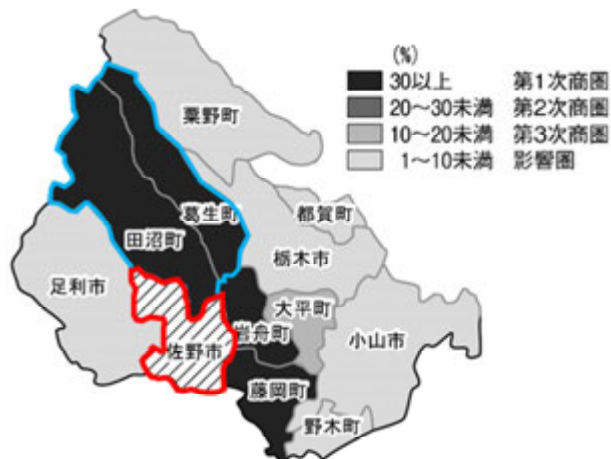
旧佐野市の地元購買力は 89.7%と近隣 3 市よりも高く、市民の大多数が市内で買い物を行っていることが見てとれます。また、平成 21 年から平成 26 年にかけて近隣 3 市の地元購買率が減少しているのに対し、本市では大きく上昇しています。

■流出人口及び吸収人口



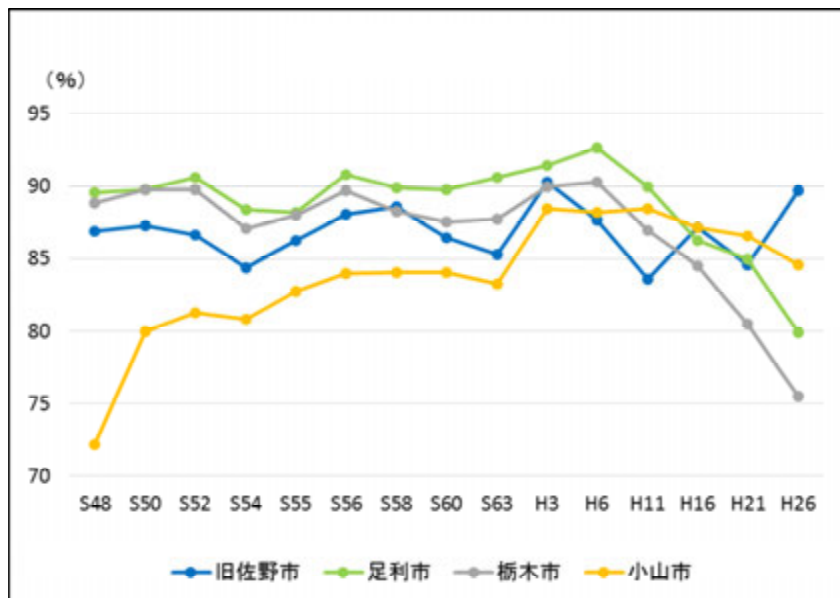
出典：平成 26 年度地域購買動向調査報告書

■旧佐野市の商圈



出典：平成 26 年度地域購買動向調査報告書

■地元購買率の推移

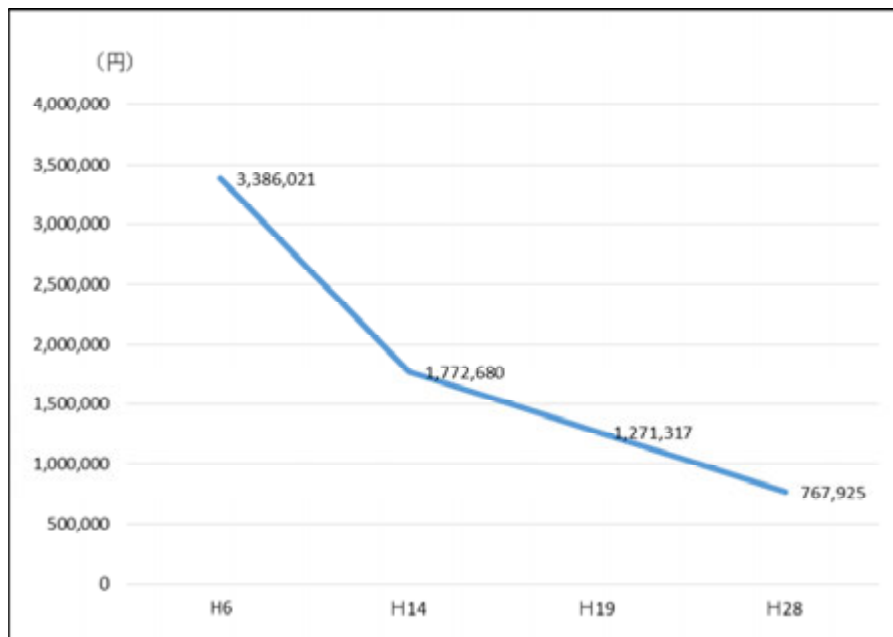


出典：平成 26 年度地域購買動向調査報告書

(5)商業販売額

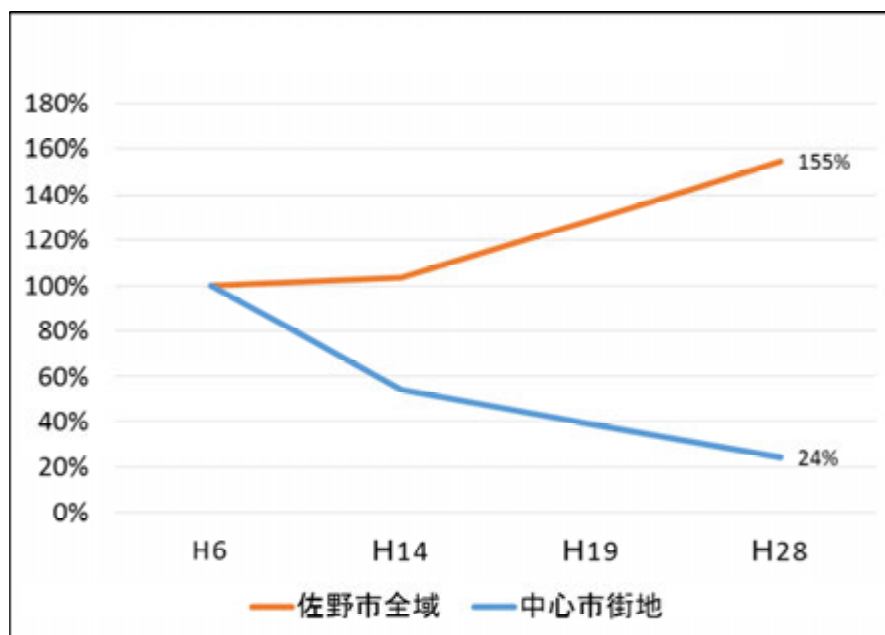
商業統計調査の結果を見ると、まちなかの商業販売額は減少傾向にあり、平成28年には10億円を下回っています。一方、佐野市全域の商業販売額は年々上昇しており、プレミアムアウトレットやイオンモールなど佐野新都市の整備による影響が大きいものと思われます。

■まちなかの商業販売額



出典：佐野市の商業（商業統計調査）

■商業販売額の推移



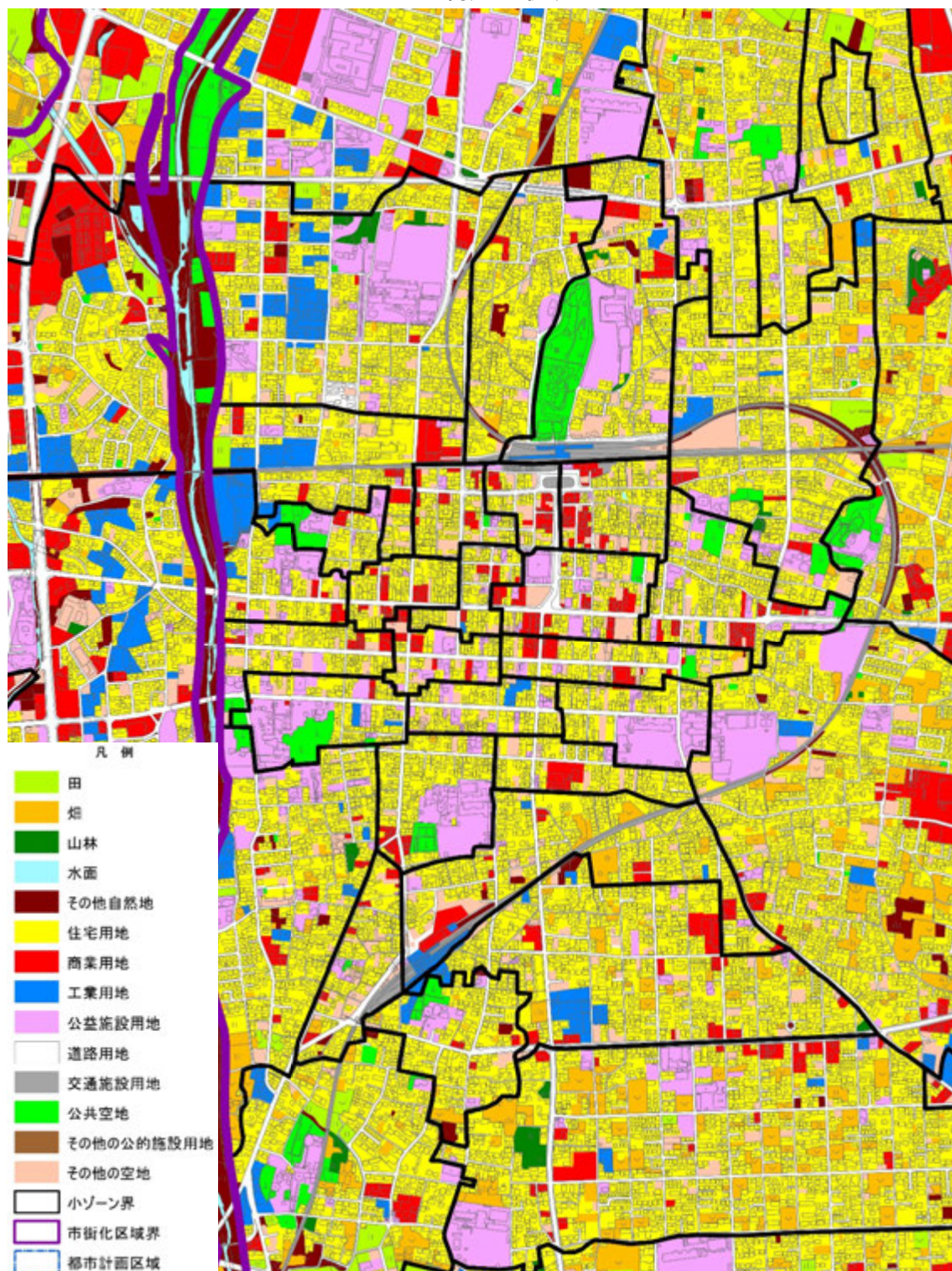
出典：佐野市の商業（商業統計調査）

(6)土地利用等

まちなか及びその周辺の土地利用を見ると、住宅用地が大部分を占めており、次いで、道路用地、公益施設用地、商業用地が多くなっています。

県道佐野停車場線及び県道桐生岩舟線沿道に商業用地が集積しています。また、多くの公益施設が立地していることが伺えます。

■土地利用の状況



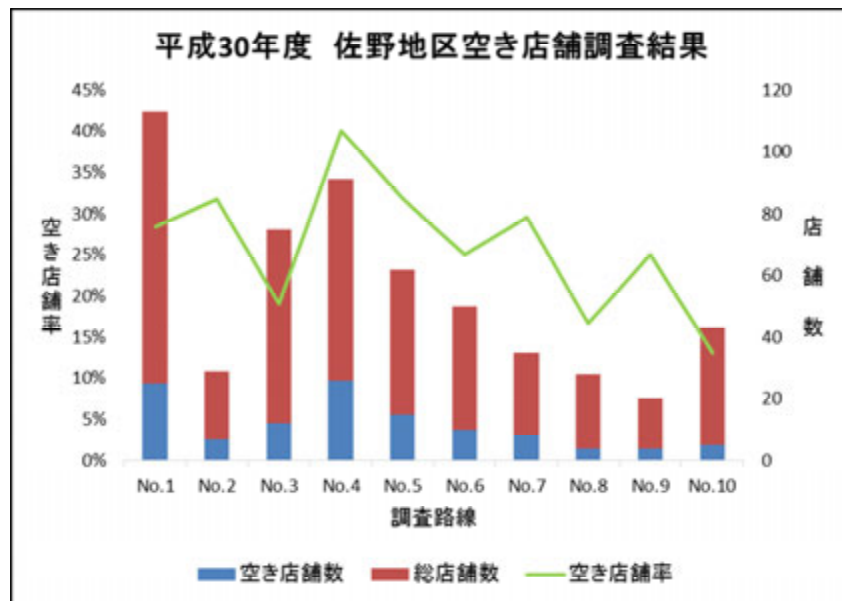
出典：平成 28 年都市計画基礎調査

(7)空き店舗の状況

平成30年に本市が行った「佐野市中心市街地空き店舗・空き地調査」では、まちなかの空き店舗の状況は下図のとおりとなっています。

これによると、中心部商店街の空き店舗率は26.9%、その内、江戸街道沿道では、空き店舗率が最も高く40.0%となっています。また、空き店舗の推移を見ると、継続して増加しており、平成21年度と比較して、空き店舗率が約13ポイント増加しています。

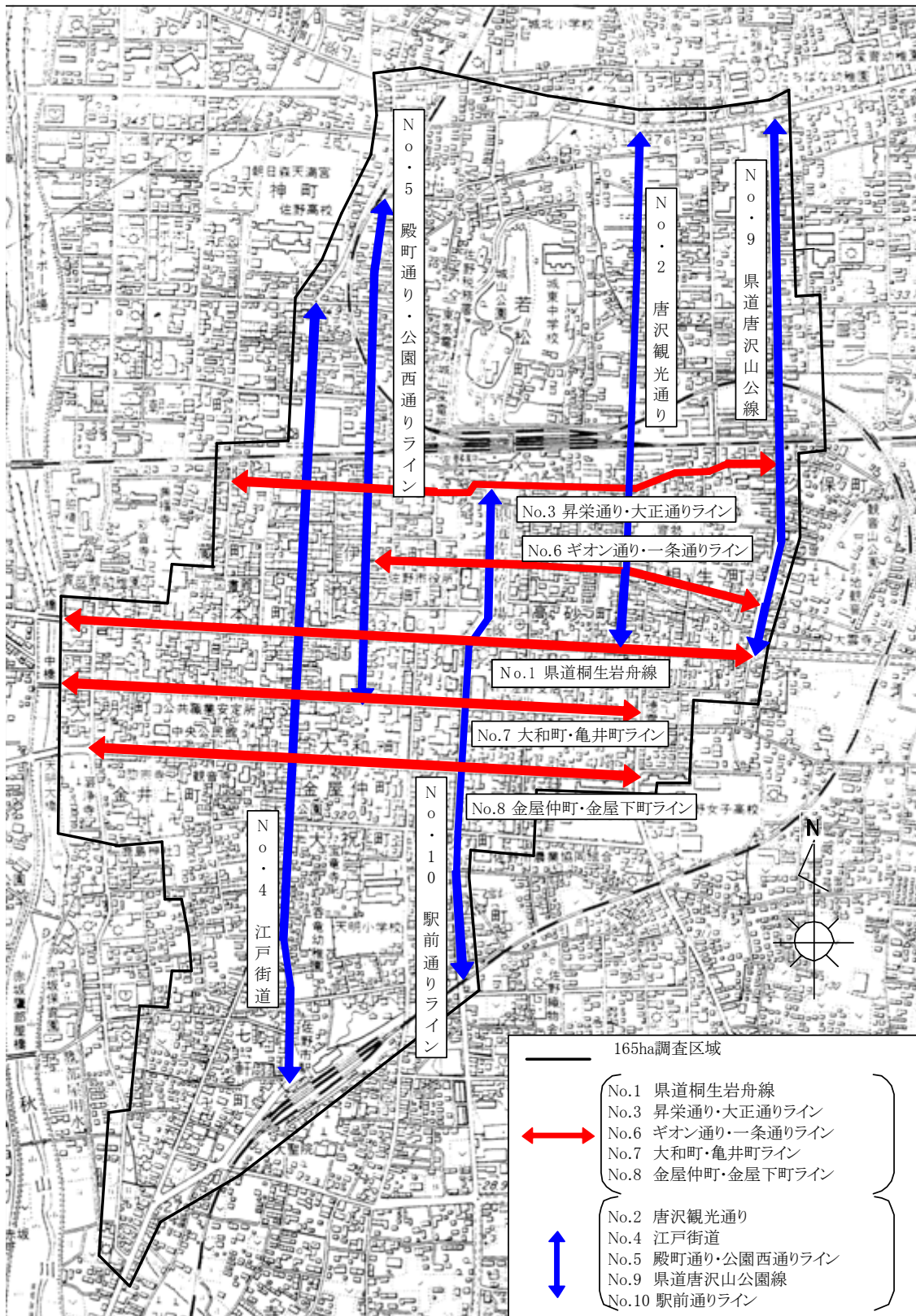
■空き店舗の状況



年 度	空き店舗数(店)			空き店舗率(%)		
	佐野地区	田沼地区	葛生地区	佐野地区	田沼地区	葛生地区
平成12年度	62	－	－	8	－	－
平成17年度	70	－	－	11	－	－
平成18年度	－	16	12	－	11	10
平成20年度	77	15	9	12	11	9
平成21年度	86	15	9	14	11	9
平成22年度	92	14	8	15	10	8
平成23年度	101	15	9	21	15	14
平成24年度	102	13	10	22	14	16
平成25年度	100	12	10	23	14	18
平成26年度	114	13	10	26	14	16
平成27年度	116	15	12	26	15	20
平成28年度	110	12	12	26	13	21
平成29年度	120	12	16	28	13	26
平成30年度	116	14	18	27	15	28

出典：佐野市中心市街地空き店舗・空き地調査

■空き店舗調査ライン図



(8)住宅開発の状況

平成 22 年から平成 30 年の 9 年間で、7,472 件の住宅開発が行われています。近年は分譲住宅の開発が増加してきています。

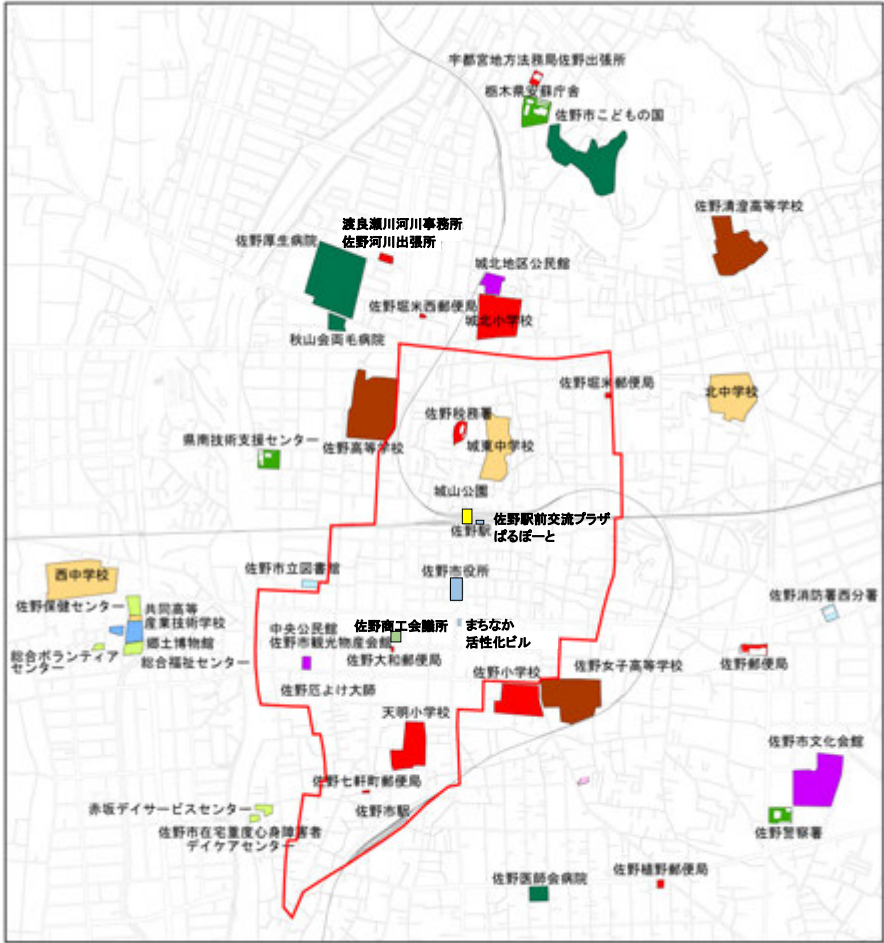
■新設住宅着工数

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
持家	419	429	508	414	389	366	357	384	392	3,658
貸家	243	327	355	242	358	272	279	342	225	2,643
給与住宅	3	0	2	1	2	2	2	0	2	14
分譲住宅	91	117	79	64	127	176	139	218	146	1,157
総数	756	873	944	721	876	816	777	944	765	7,472

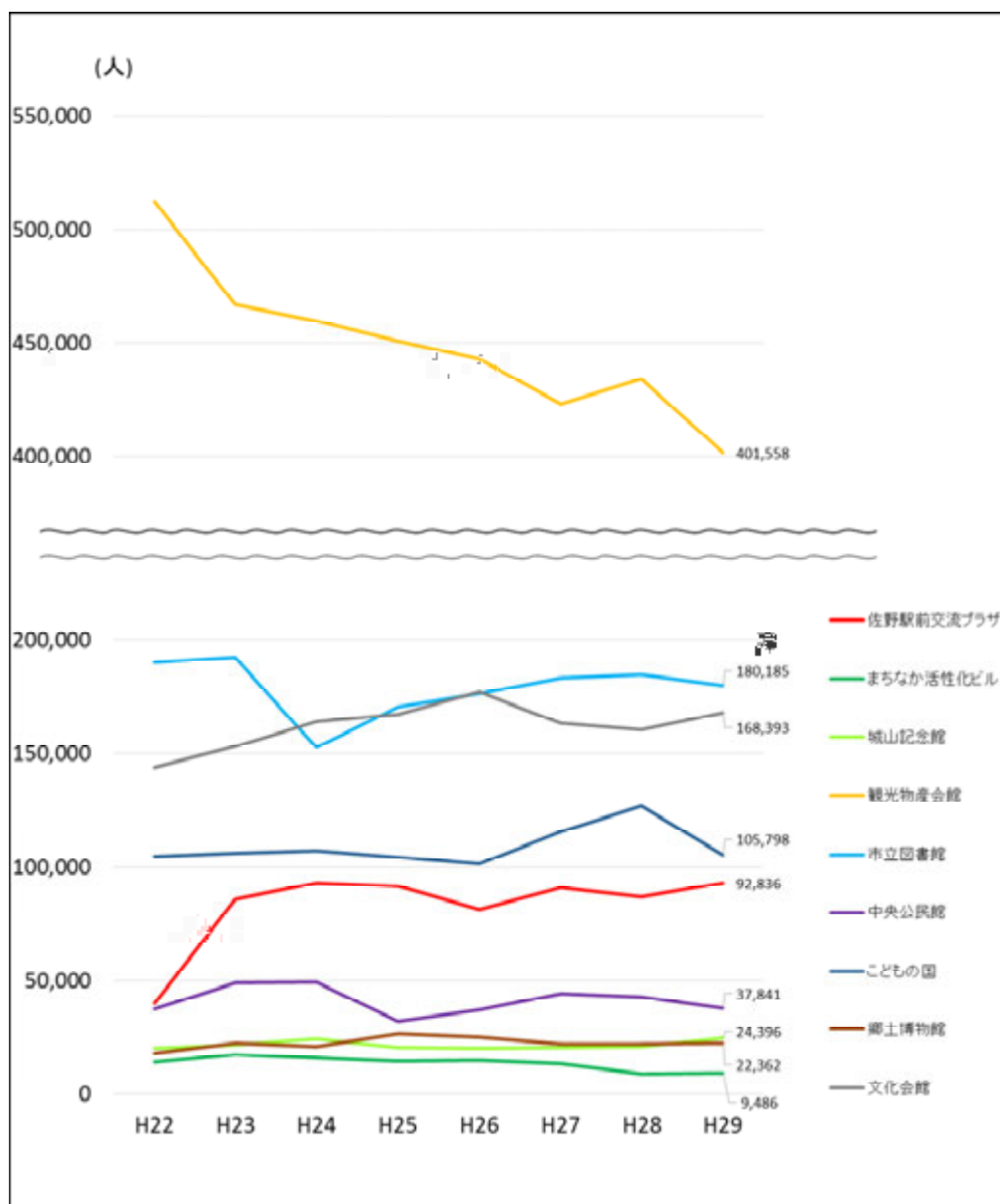
出典：佐野市統計書

(9)市街地の環境

■公共施設の分布



■施設別年間利用者数



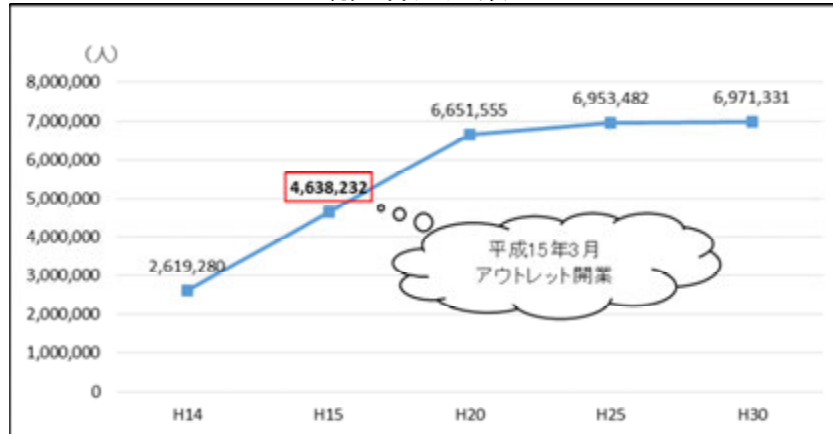
出典：佐野市統計書

(10)観光客数等

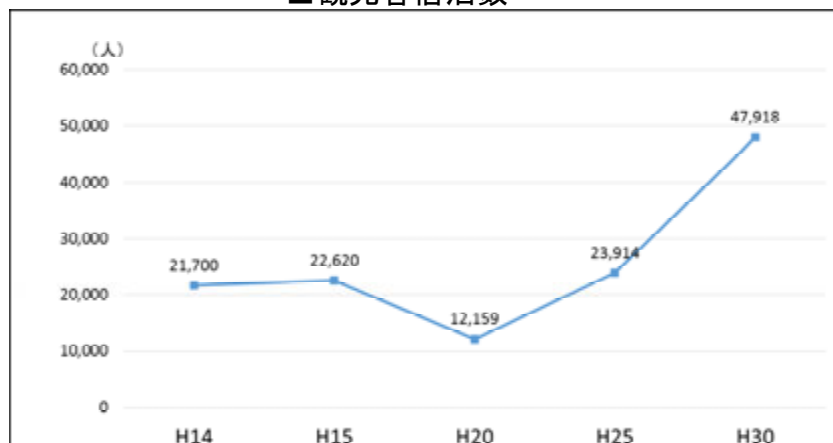
平成 30 年の旧佐野市の観光客入込数は、6,971,331 人となっており、順調に増加しています。また、地域経済分析システム（RESAS）に掲載されているランキングから、観光客の過半数がアウトレットを目的としていることが分かります。

一方、平成 15 年から平成 20 年まで減少傾向にあった観光客宿泊数も大幅に増加しており、日帰り型から宿泊型の観光に移行していることが伺えます。

■観光客入込数

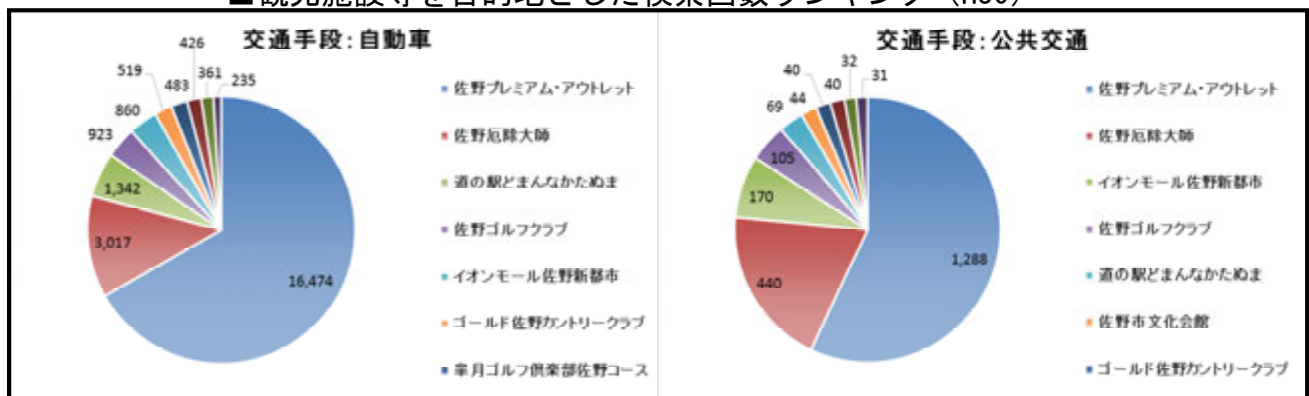


■観光客宿泊数



出典：栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果

■観光施設等を目的地とした検索回数ランキング（H30）



【出典】 株式会社ナビタイムジャパン「経路検索条件データ」

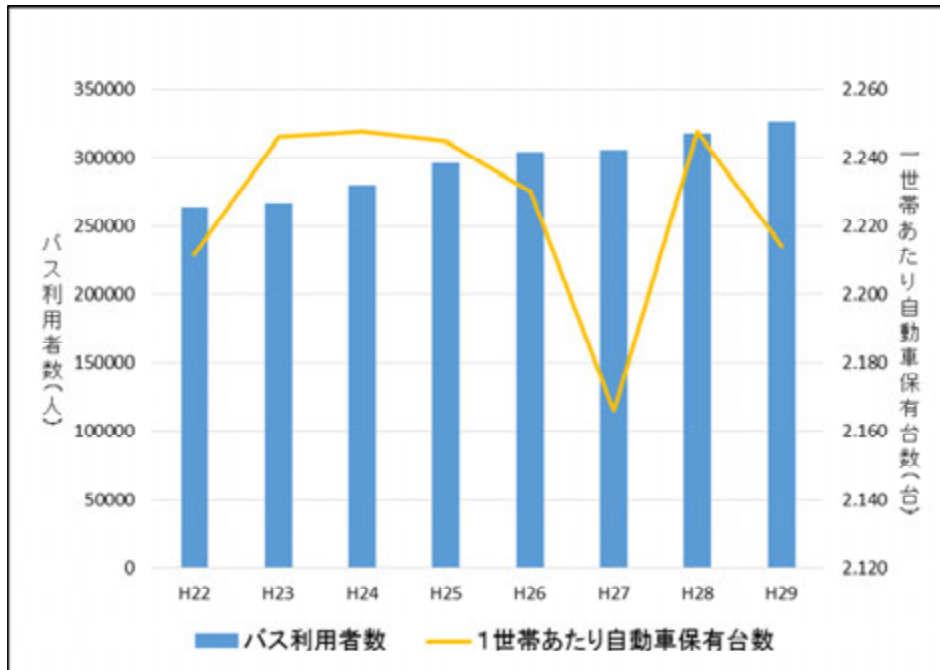
- 【注記】 検索回数は、同一ユーザの重複を除いた月間のユニークユーザ数。下記条件に全て該当した場合にのみ表示。
- ・施設分類が、観光資源、宿泊施設や温泉、広域からの集客が見込まれるレジャー施設や商業施設に該当
 - ・年間検索回数が自動車は 50 回、公共交通は 30 回以上
 - ・年間検索回数が全国 1000 位以内または都道府県別 50 位以内または市区町村別 10 位以内

(11)交通

1世帯あたりの自動車保有台数は、平成28年度に一時増加したものの、おおむね減少傾向にあります。また、バスの利用者数は緩やかな増加傾向にあります。

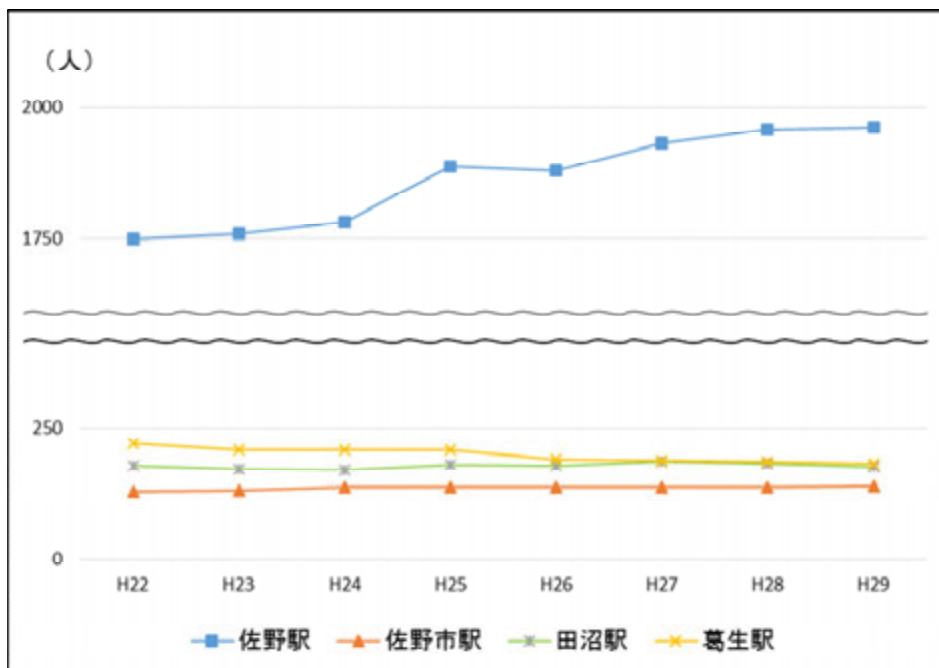
鉄道利用者数についても、佐野市駅、田沼駅、葛生駅の利用者数が、やや減少傾向もしくは横ばいであるのに対し、佐野駅の利用者数は年々増加しています。

■バス利用者数と自動車保有台数の推移



出典：佐野市統計書

■鉄道利用者数の推移



出典：佐野市統計書

(12)歩行者通行量

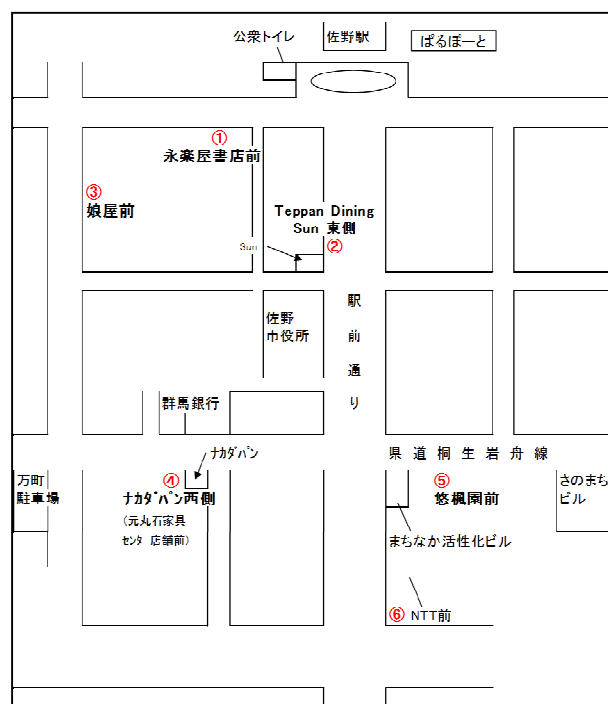
本市が平成 30 年 10 月に関係機関協力のもと実施した歩行者通行量調査の結果は、以下のとおりです。

- | | |
|-----------|--|
| 1. 調査目的 | 佐野市中心市街地（旧佐野市）及び地域市街地拠点（田沼地区・葛生地区）にある商店街の歩行者通行量を調査し、その現状を把握することで、今後の商店街及び中心市街地等活性化のための基礎資料とすることを目的とする。 |
| 2. 調査実施機関 | 佐野市 |
| 3. 調査協力機関 | 佐野商工会議所（旧佐野市）、あそ商工会（葛生地区） |
| 4. 調査実施日時 | 平日及び休日（10 月中旬） 午前 8 時～午後 7 時 |
| 5. 調査方法 | 調査地点を通過する歩行者を調査員がカウントし、1 時間ごとに集計 |
| 6. 調査対象 | 中学生以上の歩行者及び自転車 |
| 7. 調査地点 | 6 カ所（旧佐野市） |

調査地点番号・地点名

- ①永楽屋書店前
- ②Teppan Dining Sun 東側
- ③娘屋前
- ④ナカダパン西側
- ⑤悠楓園前
- ⑥NTT 前

調査地点



【調査結果】

①実施日と天候

平日：平成 30 年 10 月 19 日（金）くもり一時雨

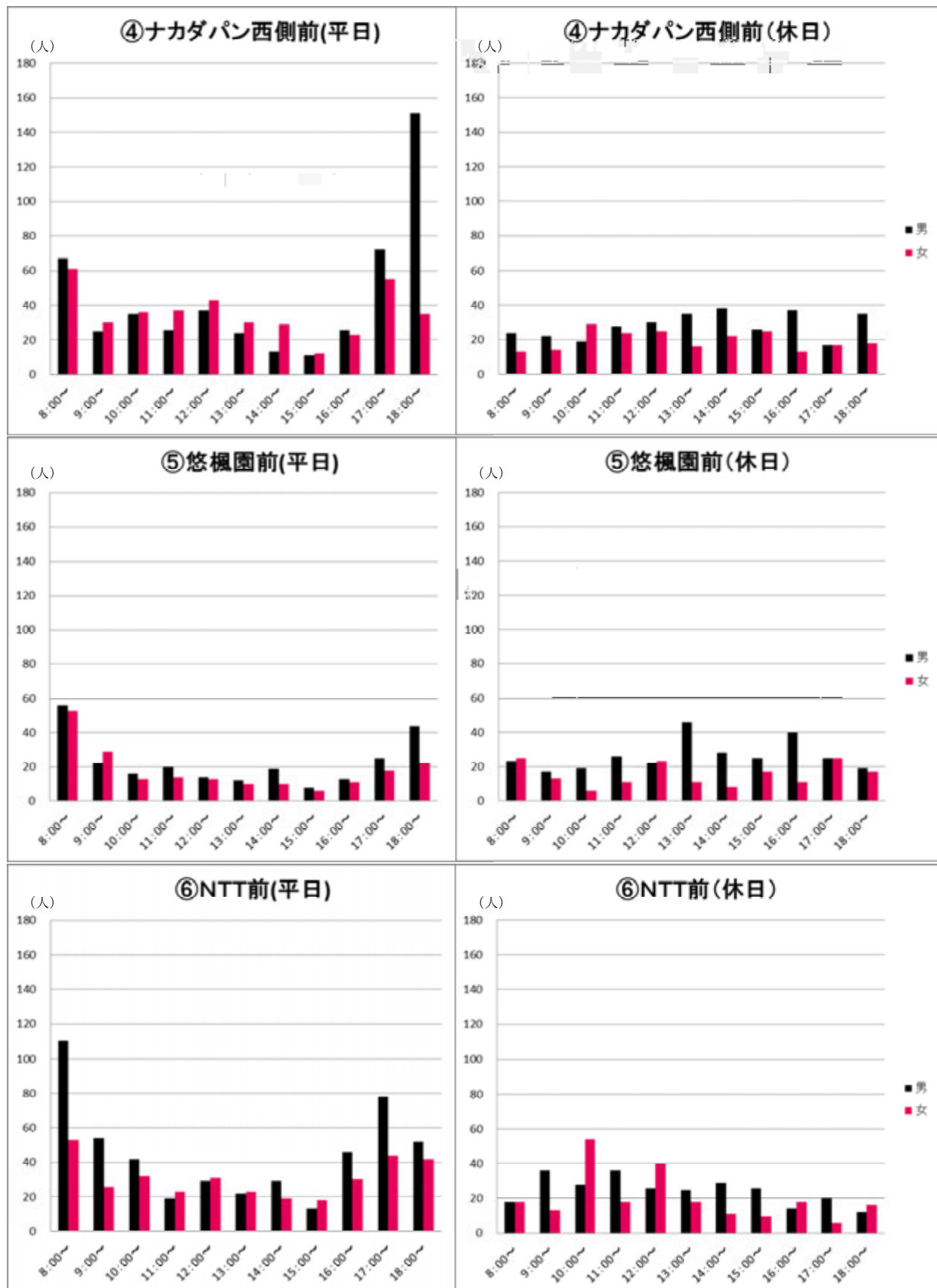
休日：平成 30 年 10 月 14 日（日）くもり

②調査地点別通行量

調査地点ごとの通行量は以下のグラフのとおりです。

③調査地点ごとの男女別及び平日・休日との比較





平日の傾向を見ると、朝夕（8時台、17時台）の通勤通学の時間帯に通行量が多くなっている調査地が多く見られます。この時間帯を除くと、各調査地とも通行量は60～80人/時間程度となっています。「②Teppan Dining Sun 東側」で通行量が最も多く、ピーク時には250人以上の通行量となっております。

休日は調査地によりばらつきはありますが、概ね12時～14時前後が通行量のピークとなっています。

平日と休日と比較すると、平日の通行量の方が多い調査地が、朝夕の時間帯を除くと、平日、休日の通行量の差は小さくなっており、観光客や買い物客による休日の通行量の増加が望まれます。

④年次毎の比較

		平日			休日		
		H20（雨）	H25	H30	H20	H25	H30
①	永楽屋書店前	755	1,320	776	743	780	819
②	Teppan Dining SUN 東側	1,066	1,497	2,227	597	1,042	1,182
③	娘屋前	347	455	419	283	320	279
④	ナカダパン 西側前	502	731	878	424	542	527
⑤	悠楓園前	493	1,273	448	444	691	457
合計		3,163	5,276	4,748	2,491	3,375	3,264

※「⑥NTT 前」は、平成20年の調査地点に含まれていないため除外。

調査日の天候や気温によって通行量が左右されるため、年次毎の単純な比較は難しいですが、合計で見ると、平日、休日ともに平成20年から平成25年にかけて増加、平成25年から平成30年にかけて減少しています。特に、平日の「①永楽屋書店前」、「⑤悠楓園前」は増減の幅が大きくなっています。

一方、「②SUN 東側」では、順調に増加しており、平成20年から平成30年で、通行量は2倍以上になっていますが、平成27年12月に市役所新庁舎が完成し、多くの職員が通勤により調査地点を通過するようになったことが要因であると推測できます。

2. まちなかの現況と課題の整理

まちなかの特性や問題点

人口

- まちなかでは、人口とともに、世帯数も減少しています。
- まちなかの高齢化率は約 37%と、佐野市全域よりも約9%高くなっています。
- 特に、15 歳～64 歳の生産年齢人口の減少が顕著です。

商業環境

- 佐野市の商圈は、旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町、旧岩舟町、旧藤岡町で構成されています。
- 佐野新都市整備の影響により、市全体の年間商品販売額は大幅に増加しています。
- 地元購買率は約 89%と、平成 21 年から上昇しており、近隣3市と比較しても高い数値となっています。
- まちなかの商店の販売額、本市に占めるシェアは減少しています。

土地利用等

- 住宅用地が中心となっており、商業用地は約 7%となっています。
- 市街化区域全体と比較すると、公益施設用地が多く、施設の集積度が高いことが伺えます。
- 平成 30 年度には空き店舗が 116 店舗あり、平成 22 年から 24 店舗増加しています。
- 過去 10 年間における住宅着工数は 7,472 戸となっており、近年は分譲住宅の割合が増加しています。

市街地環境

- 行政施設、医療・福祉施設、交流・文化施設など多様な施設の立地が見られます。
- 未整備の都市計画道路が見られます。
- 土地区画整理事業に伴い、充実したインフラを備えています。

観光

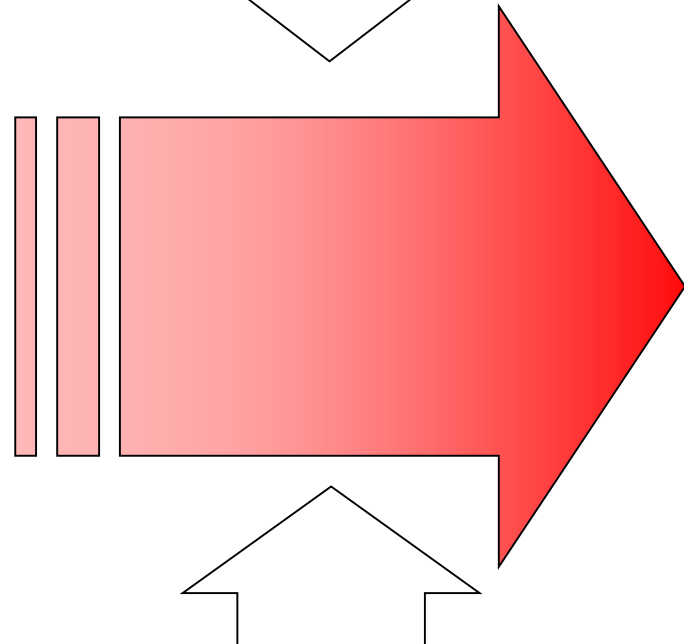
- 観光客数、宿泊数はともに上昇しており、日帰り型から宿泊型の観光に移行しています。

交通

- 市営バスの利用者は年々増加しています。
- 鉄道利用者は、ゆるやかな増加傾向となっています。
- 歩行者自転車通行量（8 時～19 時）は、駅前通りで約 2,200 人、県道桐生岩舟線や殿町通りで約 400～900 人となっています。
- 近隣に学校が多く立地していることから、学生の通行量が多いと推測されます。

【社会情勢の変化】

- 人口減少社会の深刻化
- 少子高齢化の進行
- 地球温暖化など環境問題の深刻化
- 安全・安心、景観などに対する国民意識の高まり
- ライフスタイルの多様化
- 地方分権の進展、「公」の役割の変化



【都市計画マスタープランによる位置づけ】

- 《拠点連結（いもフライ）型都市構造の構築》
 - 都市の既存ストックを有効活用し、各拠点へ多様な都市機能を集約、集積
 - 既存の公共交通（鉄道、バスなど）を活用し、新たな開発投資を抑えつつ、拠点を有機的に連携する公共交通ネットワークの充実

- 《中心拠点》
 - 様々な都市機能が集積し、それぞれが有機的に連携・支援され、利便性の高い交通環境を有する拠点の形成
 - 公共施設の立地を活かし、公共交通の利便性向上、都市機能の誘導や都市基盤施設の再整備、居住の誘導により、まちなか居住の推進と交流の活性化を図る

まちなかの課題

★まちなか居住の促進

- 居住者の減少に歯止めをかけるための移住・定住施策の必要性
- 少子高齢化に対応した、居住環境の必要性

★商業の活性化

- 新都市との連携・調整の必要性
- 魅力ある個店づくりの必要性
- 県道桐生岩舟線の拡幅に併せた個店誘致の必要性

★遊休不動産の活用

- 民間主導によるスピーディかつ補助金に頼らないリノベーション事業の必要性

★都市計画道路の整備

- まちなかにおける安心・安全な歩行者空間を確保する必要性

★来街者向け駐車場の確保

- 既存の月極駐車場等を来街者が利用可能な形態へ移行する必要性

第3章 中心市街地活性化計画区域

1. 区域設定に関する基本的な考え方

＜佐野市中心市街地活性化基本計画（平成 21 年策定）の区域＞

【中心市街地活性化区域の位置づけ】

- ・ 中心市街地区域は、佐野駅から東武佐野市駅を含む約 165ha を設定。
- ・ 佐野駅、佐野市駅や市役所などの都市機能集積度が高いエリアを設定。
- ・ 商業系用途を中心に、一体的な商業・業務等の土地利用が図られている区域を設定。
- ・ 佐野駅南土地区画整理事業が施行され、商業や業務、居住環境の充実を図る区域を設定。

＜中心市街地活性化計画区域の考え方＞

- 行政、商業、業務、文化、観光などの都市機能集積度が高いエリア及びその周辺を区域として設定。
- 歴史的に中心市街地が形成された区域を設定。
- まちなか活性化に向けた施策・事業が、今後も予定されている区域を設定。

＜第 2 次中心市街地活性化計画区域設定の基本方針＞

まちなかの現状を見ると、前基本計画の 10 年間で活性化が認められないため、本基本計画では、区域の規模を縮小することで、コンパクトなエリアにおける重点的な活性化を目指します。

前基本計画から引き続き、効率的・効果的な具体的施策・事業を実施、展開するエリアを「戦略的まちなか活性化エリア」として位置づけます。

【中心市街地活性化計画区域】（約 96ha）

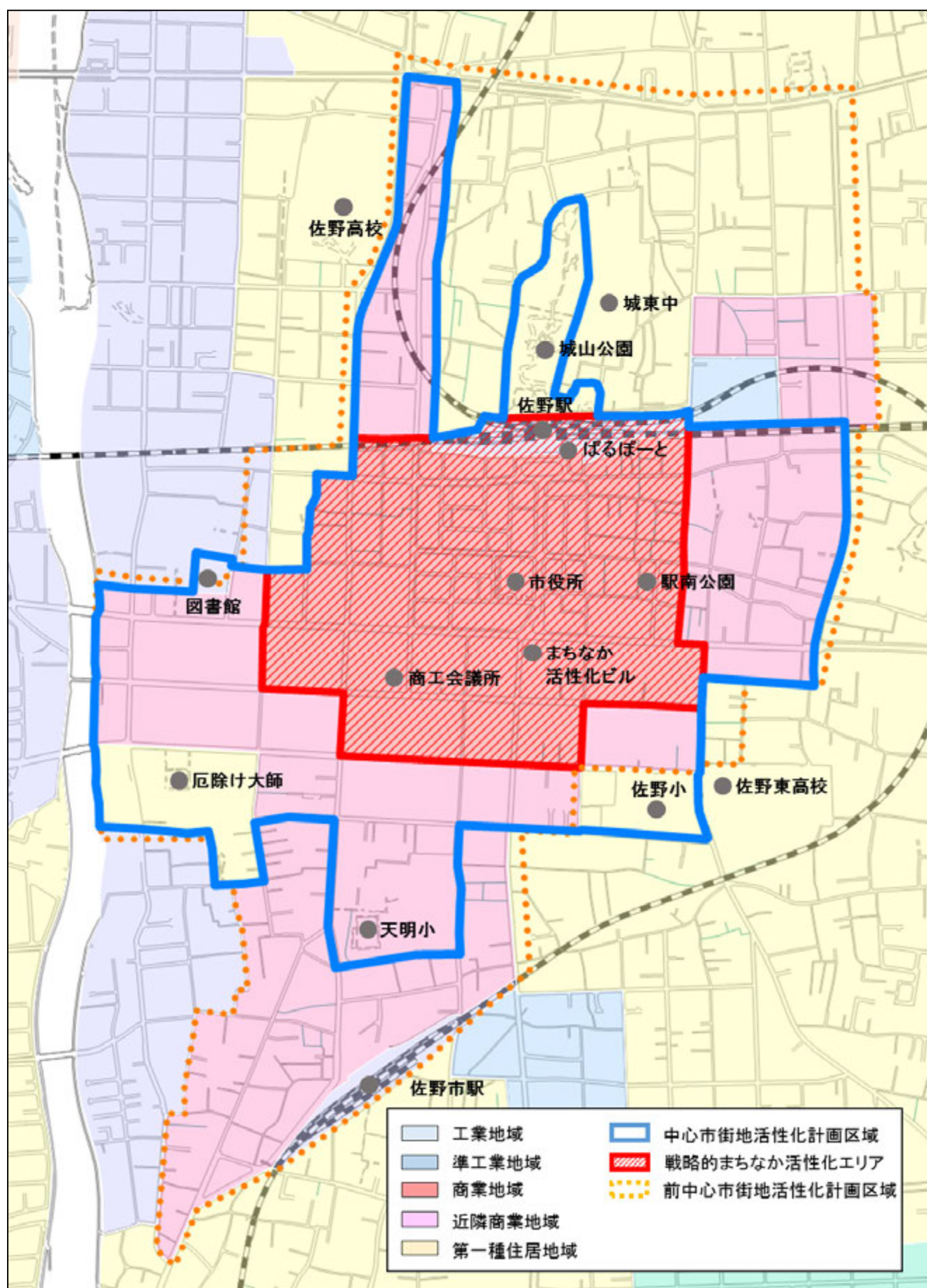
- ・ 中心市街地活性化計画区域全域を、まちなか居住エリアと設定し、定住人口の増加を図ります。
- ・ 商業系用途を中心に、厄除け大師などの観光拠点や、佐野駅やぱるぼーとなど各種都市機能の集積度の高いエリア及びその周辺を設定します。
- ・ 中心市街地の範囲が明確になるよう、用途境界や道路を区域の境界とします。
- ・ 統廃合が計画されている佐野小と天明小については、跡地利活用の可能性が見込まれるため、計画区域に含めるものとします。

※土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）については、区域設定図に含まれていても、区域から除外するものとします。

【戦略的まちなか活性化エリア】（約 39ha）

- ・ 行政、商業、業務、文化、観光等の様々な都市機能が集積する都市空間を再生するとともに、各種活性化事業や施策を戦略的に実施するエリアです。
- ・ 県道桐生岩舟線及び市道 1 級 1 号線沿道を含む、まちなかのシンボル軸沿線としてのエリアです。
- ・ 多くの来訪者が訪れる玄関口として、佐野のシンボルとなるような魅力的なまちなみ形成や商業・業務機能等の集積を図るエリアです。
- ・ 前基本計画では、区域の境界が曖昧だったため、用途地域の境界などを目安に、より明確かつコンパクトに区域を設定します。

【中心市街地活性化計画区域設定図】



第4章 まちなかの目指す姿

1. まちなかの将来像

「第2次佐野市総合計画」では、佐野市の将来像として「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」を定めています。また、「第2次佐野市都市計画マスタープラン」では、中心市街地を含む佐野中央地域の目指すテーマとして「本市の中心となるまちづくり」を定めています。

一方、前基本計画では、「佐野らしさを誇れる小洒落たまち」を基本コンセプトとして、中心市街地活性化に取り組んできました。しかしながら、「小洒落たまち」という表現が抽象的であることから、まちなかの目指す将来像がどのようなものなのか伝わりにくい面がありました。

そこで、先に挙げた上位計画の将来像を踏まえつつ、市民と行政が共通のイメージのもと、共にまちづくりに取り組んでいけるよう、本基本計画では、よりわかりやすい将来像を定めます。

【まちなかの将来像】

活力あふれる 暮らしやすいまち

2. 将来像の実現に向けて

(1) まちなか活性化の基本方針

まちなかの将来像を実現のため、前基本計画から引き続き、まちなか活性化の4つの基本方針を次のとおり定めます。

① まちなか居住を自慢できるような魅力的な居住環境の演出

まちなか活性化には、まず人が住んでいることが必要です。“まちなかに人が住む”ためには、「住みたい魅力にあふれている」ことが求められます。

現在の居住地選択要件では、生活の利便性はもちろんですが、それぞれのライフスタイルやその時々状況によって、求められるものが異なります。そのため、個人の多様な価値観を理解しながら、資産価値を高めるような魅力的な景観や居住環境を演出し、ずっと住んでいたい、新しく住んでみたくなるような事業を戦略的に進める必要があります。

② 市民一人ひとりが主体となり輝ける温かい環境の再生

まちなか活性化には、そこに住み・訪れ・働く人々など、まちなかに関わるすべての人が、いきいきと輝けるような温かい環境が求められます。まちなかを舞台に、一人ひとりが主役となってまちづくりに参加し、躍動感と明るさをもたらすことが必要です。人が活動するからこそ、新しい文化が生まれ、育ち、やがて新たな歴史となっていくます。本市の顔として、まちなかがこれからも輝き続けるためには、新たな価値観と時代を読む目をもって、一人ひとりが活躍できるような環境を再生する必要があります。

③多様な文化を融合した“佐野の魅力”の創造・発信

まちなか活性化には、にぎわいの創出による魅力向上が求められます。また、最近ではそれらの情報をどのように発信するかによって、にぎわい創出の成否がかかっているとも言えます。

そのためには、佐野のまちなかが持つ歴史・文化的資源を再発見し、ラーメン、いもフライ等の新しい文化と融合しながら、新たな魅力として発信することが求められます。現在多くの人々が求めているものは、その場所にしかないような、「知る人ぞ知る個性的な魅力」です。本市が古くから積み重ねてきた文化としての風情・土地柄・まちなみ・景観や新しい文化により、佐野に行けば何かがある、佐野からは何かおもしろいものが発信されてくる、といった人を惹きつけるような地域の魅力を、民有施設とも連携を取りながら、“佐野らしさ”として創造し、発展させていくことが必要です。

④ふれあい・交流を支え、環境に配慮した基盤整備 を推進した魅力的な回遊・商業空間の演出

まちなか活性化には、人の移動を安全かつ快適にするための基盤整備が求められます。魅力的なまちなか景観や、魅力的な商店街、歴史的な人や建造物が持つ物語など、まちなかの魅力をより引き立たせるためのそれぞれの個性が求められます。また、利活用の視点から回遊性の向上を目指し、ふれあい・交流を支える場の創出など、人の動きを助長するような演出が必要です。

そこで、市内外の交流を活性化するために、県道桐生岩舟線や市道1級1号線などのシンボルロードの整備やバス交通などの機能充実を図り、アクセスしやすさを考慮した整備をしていきます。これにより、ゆったりと散策できる回遊空間や心地よい商業空間を演出します。

(2)佐野新都市周辺との連携

現在、佐野新都市周辺には県内外から年間約600万人もの人々が訪れています。しかし、その多くは新都市周辺のみを回遊し、まちなかまで足を運ぶ人が少ないのが現状です。

まちなかには、佐野ならではの伝統文化や食文化、歴史的資源など多くの魅力があります。まちなかの魅力を知ってもらい、佐野新都市周辺の来訪者に回遊してもらうためには、まちなかと新都市間の移動利便性の向上や呼び込むための仕掛けとして、まちなかならではの個性的な魅力を創出し、その情報を発信していく必要があります。



(3)リノベーションまちづくり

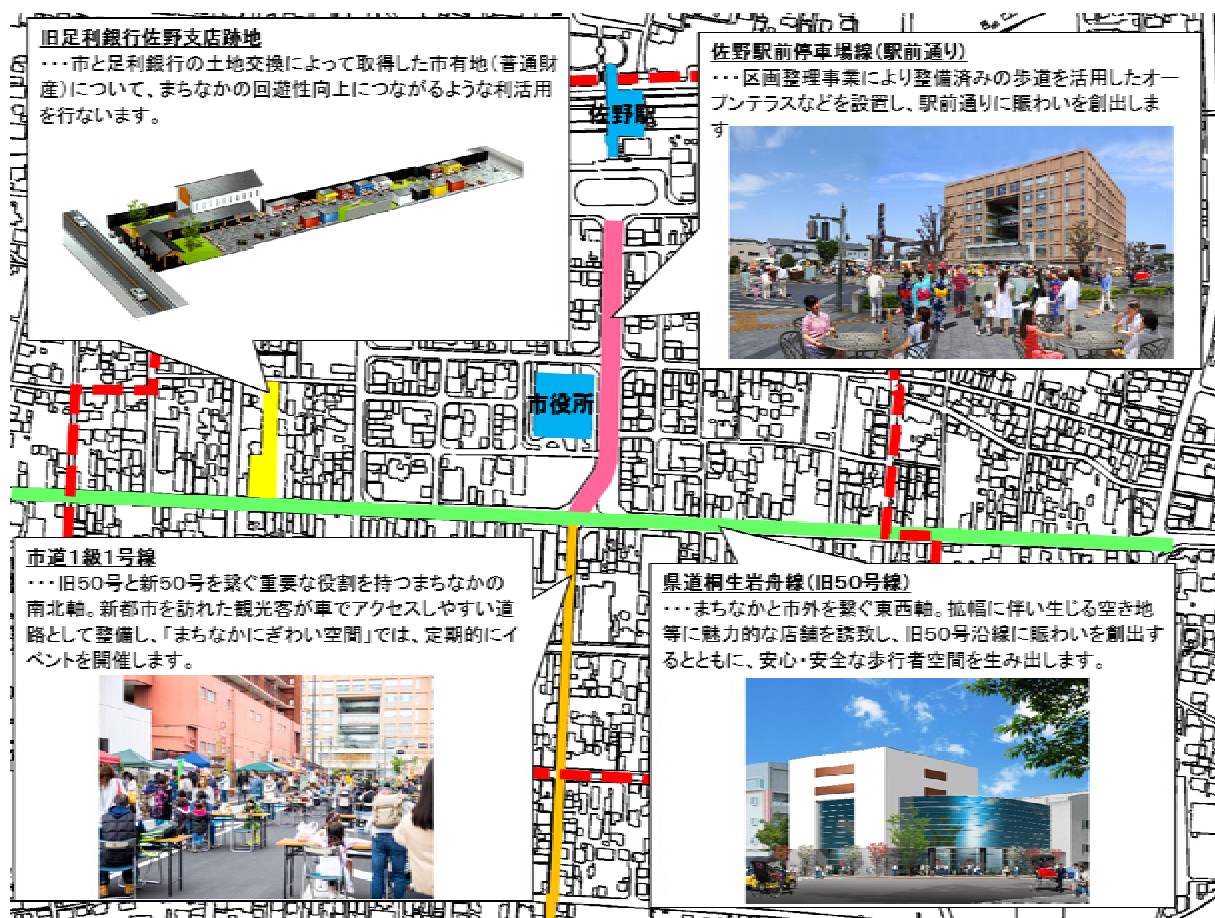
近年注目されているまちづくり手法として、「リノベーションまちづくり」という手法があります。これは、まちなかの遊休不動産（空き家、空き地など）や活用されていない公共空間を民間の手でリノベーションを行い、魅力的な利活用（例：カフェや芝生広場の設置など）をすることで、エリアの価値を高め、活性化を図る民間主導の官民連携まちづくり手法です。これまでの行政主導のハード整備とは異なり、既存ストックを活用するため事業のスピードが速く、収益性も高いことが特徴として挙げられます。

「リノベーションまちづくり」には、不動産オーナー、行政、そして実際にリノベーションを行う「民間プレーヤー」の存在が必要です。しかし、本市のまちなかにおいて、「民間プレーヤー」のような存在は、そう多くありません。そのため、まずは各地で行われている「リノベーションスクール」のような取組を参考にしながら、「民間プレーヤー」の発掘・育成及び市民意識の醸成を進めていきます。

3. まちなかの整備方針

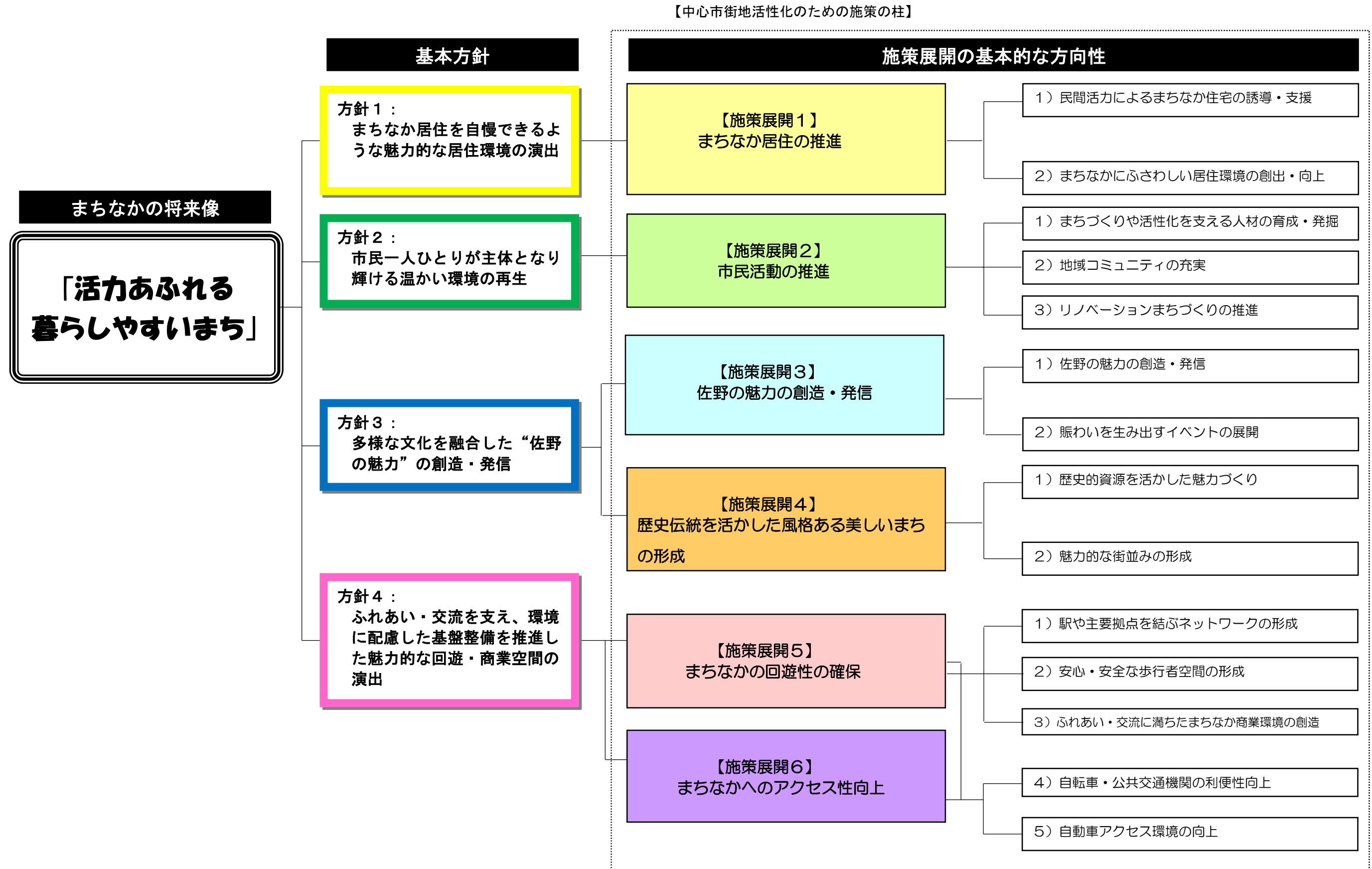
まちなかの将来像と基本方針を受け、それらを反映した整備方針を定めます。

本基本計画では、「民間活力」を活用しながら以下の図のように整備を進めていきます。



第5章 活性化施策・事業

1. 活性化施策・事業の体系



2. 方針ごとの活性化施策・事業

まちなか活性化を実現するために取り組む必要がある課題を解決するため、4つの方針ごとに各種事業を展開していきます。これらの活性化事業が実現化するよう、関係機関や市民などと協働し、役割分担をしながら「都市計画マスタープラン」などの上位計画と十分整合性を図り、事業を進めていきます。

【方針1：まちなか居住を自慢できるような魅力的な居住環境の演出】

まちなか居住を推進するためには、定住人口を増加するための施策・事業を効果的、効率的に展開していく必要があります。単にマンションなどの建設をするだけでなく、そこに住みたいと思わせるような魅力ある居住環境が必要になってきます。まちなかでゴミを拾ったり、すれ違った人とあいさつをするなど、まずは、できることから始めて、まちなか全域でおもてなし環境や魅力あふれる居住環境を創出し、市内外の人にまちなかに住んでみたいと思ってもらえるような環境作りが必要になります。

以上のことから、まちなか居住の推進に向けて、居住環境を整えていくと共に、コミュニティの活発化を図れるような事業を展開していきます。

施策展開1：まちなか居住の推進

1) 民間活力によるまちなか住宅の誘導・支援

まちなか居住を積極的に推進するためには、民間活力の導入が欠かせません。民間活力によるまちなか住宅建設を誘導・支援する制度や魅力のあるまちなか住宅へと改善していくための優遇・支援制度、相談窓口・技術アドバイスの制度的枠組みを構築することでまちなかへの居住推進事業を展開します。

NO	事業名	事業概要	実施主体及び 実施時期
1	まちなか居住推進事業	まちなかへの移住・定住を推進するための施策をソフト・ハードの両面から検討し、民間事業者ならではの柔軟かつ大胆な発想で様々な施策を展開していきます。	さのまちづくり㈱ 【実施時期】第一期
2	移住体験宿泊促進事業	まちなかの空き家をリノベーションし、市外の人々が気軽に移住体験できる宿泊施設を整備し、本市への移住を促進します。	佐野市 【実施時期】第一期

2) まちなかにふさわしい居住環境の創出・向上

まちなかにおける住み良さを高めるため、居住者の生活を支えるコミュニティ環境や子育て支援機能などの充実を図り、誰もが快適に生活できる居住環境創出に向けた事業を展開します。

NO	事業名	事業概要	実施主体及び 実施時期
3	子育て支援まちなかプラザ運営事業	佐野駅前交流プラザばるぽーと2階「子育て支援まちなかプラザ『ゆめぽけっと』」において、子育てをしている方々の交流の場の提供や一時預かり保育、子育てに関する相談を通じ、コミュニティの活性化と子育て環境の充実を図っていきます。	佐野市 【実施時期】継続
4	安心・安全のまちづくり事業	街路灯・防犯灯の設置などにより、安心・安全なまちづくりを推進します。	自治会、商店街、佐野市 【実施時期】継続

【方針2：市民一人ひとりが主体となり輝ける温かい環境の再生】

まちづくりの主役となるのは市民一人ひとりです。市民がまちづくり意識を持ち、いきいきと輝けるような温かい環境を再生する必要があります。一人ひとりがまちづくりの舞台に立ち、まちなかを活性化していく主体であるといった意識を持ってまちづくりを行っていくことが活性化を進める第1歩となっていきます。

そのため、市民のまちづくり意識の醸成を図り、リーダーシップを発揮できるような人材の育成や発掘をするとともに、市民一人ひとりがまちづくりに参加できるような体制作りをしていきます。

施策展開2：市民活動の推進

1) まちづくりや活性化を支える人材の育成・発掘

まちなかの活性化を実現していくためには、まちなかの事業者や居住者自身が積極的に考え、行動を起こしていくことが不可欠です。そのため、様々な事業を企画立案・実行できる意欲のある人材の育成・発掘に向けた事業を展開します。

NO	事業名	事業概要	実施主体及び 実施時期
1	まちづくり人材育成事業	まちなかの中心的役割を担う機関やタウンマネージャーなどの人材の育成・発掘を行うとともに、住民意識の向上を図ります。また、小学校や中学校と連携をし、これからの本市の将来像などを考える子供会議を立ち上げ、人材育成の場とします。	さのまちづくり(株)、佐野市 【実施時期】継続
2	創業塾	起業家育成の場として、新規に事業を立ち上げようとする人に経営指導を行い、継続的に新規事業者をまちなかに創出するだけでなく、まちづくり人材を育成します。	商工会議所 【実施時期】継続

N0	事業名	事業概要	実施主体及び 実施時期
3	まちなか地域おこし協力隊員設置事業	中心市街地の人口減少や高齢化が進行し、地域コミュニティの弱体化や地域力の低下が進む本市において、3大都市圏等より人材を誘致し、中心市街地でのにぎわいの創出等の活動に従事してもらい、中心市街地への定住促進や地域力の維持・強化を図ります。	佐野市 【実施時期】第一期

2) 地域コミュニティの充実

まちなか活性化を実現するためには、コミュニティの充実を図っていくことが重要となります。そのため、誰もが気軽にまちづくりに参加できるような舞台を設け、多くのつながりを生み出せるような事業を展開します。

N0	事業名	事業概要	実施主体及び 実施時期
4	まちなかにぎわい空間活用事業	まちなかにぎわい空間を活用し、市民交流の機会の増加、軽トラ市など民間主催によるイベントの増加を図ります。	佐野市 【実施時期】継続
5	まちなかサロン活用事業	佐野商工会議所1階のまちなかサロンを、市民や来訪者が気軽に立ち寄り、市内の情報を得られる拠点として、活用を図ります。また商工会議所としての特徴を持つイベントなどの開催を通じて、施設の周知を図り、利用者の増加を目指していきます。	商工会議所 【実施時期】継続

3) リノベーションまちづくりの推進

少子高齢化や人口減少の進行により、空き店舗や空き家などの遊休不動産が増加し、まちの活力減退につながっています。そこで、民間主導による遊休不動産や公共空間の再生・活用によって、まちに新たな価値を創出する「リノベーションまちづくり」を推進します。

N0	事業名	事業概要	実施主体及び 実施時期
6	リノベーションスクール開催事業	民間主導の官民連携まちづくり手法である「リノベーションまちづくり」を推進するにあたり必要不可欠な「民間プレイヤー」の発掘・育成や、まちなかの不動産オーナーの意識改革のための「リノベーションスクール」等を開催します。	佐野市、民間事業者 【実施時期】第二期
7	大学との地域連携事業	市内外の大学と連携し、まちなかにある民間所有の遊休不動産を活用したリノベーション事業案を作成し、不動産オーナーに提案、事業の実現を目指します。	佐野市 【実施時期】第一期
8	足銀跡地活用事業	旧足利銀行佐野支店跡地を活用し、「さのまるスクエア」などまちなか活性化のための新たな拠点づくりを推進します。	民間事業者、佐野市 【実施時期】第一期
9	まちなか遊休不動産活用事業	まちなかの遊休不動産を民間主導でリノベーションし、地域の価値向上につながる有効活用を図ります。	民間事業者 【実施時期】第一期

【方針3：多様な文化を融合した“佐野の魅力”の創造・発信】

佐野駅前交流プラザぱるぽーとやまちなか活性化ビルは、情報発信やにぎわい交流の面から活性化への核となる拠点であり、既存の都市機能とともに、効果的で効率的な事業展開を図る必要があります。また、さの秀郷まつりなどの各種イベントを行うことでにぎわいを創出していくとともに、まちなかに点在する歴史や文化を理解したうえで、新しい文化と融合させ、“佐野の魅力”を創造・発信していきます。

施策展開3：佐野の魅力の創造・発信

1) 佐野の魅力の創造・発信

まちなかににぎわいを生み出すために、佐野駅前交流プラザやまちなか活性化ビルなどの拠点や空き店舗、駅周辺の未利用地を有効活用していきます。また、市内に点在する資源のブランド化をはじめとした、様々な情報の発信をしていくことで、佐野らしいまちなかの形成に向けた施策を展開します。

NO	事業名	事業概要	実施主体及び実施時期
1	佐野駅前交流プラザ運営事業	佐野駅前という立地の優位性を活かし、市民交流拠点として、民間活力を十分に活用し、施設内の多目的室や駅前交流広場などによる各種イベントを通して、地域との連携を図り、まちなか活性化を推進していくとともに、公共交通の結節点として市内の情報を提供していきます。	民間事業者（指定管理者）、佐野市 【実施時期】継続
2	まちなか活性化ビル運営事業	情報発信・にぎわい創出拠点（まちなかのシンボル）として、人間国宝田村耕一陶芸館の継続的な運営や市民ギャラリー、チャレンジショップによる、まちなか集客施設として活用します。また、活性化推進団体等の活動拠点として、まちなかの情報収集、発信を行っていきます。	佐野市 【実施時期】継続
3	人間国宝田村耕一陶芸館運営事業	人間国宝田村耕一氏の業績、作品の芸術性の高さを広く紹介することで、当市の文化水準の高さを示すとともに、おもてなしの心を持った観光案内の場とし、市のイメージアップとまちなかのにぎわいを創出します。	佐野市 【実施時期】継続
4	市民ギャラリー運営事業	市民の芸術、文化を幅広く市内外に紹介します。文化芸術活動の発表の場として市民文化の向上を図るとともに、佐野駅前交流プラザなど拠点をつないでの展示会を実施し、まちなかでの回遊性と滞留時間の増加を生み出します。	佐野市 【実施時期】継続
5	チャレンジショップ助成事業	新規店舗開店を希望する起業家に対し、まちなか活性化ビル内のスペースを一定期間貸出すことにより、事業経営の支援を行います。また、空き店舗活用事業と連携を図り、まちなかににぎわいを創出します。	佐野市 【実施時期】継続
6	佐野ブランド化事業	地域の工芸品、お土産品、あるいは歴史・文化など、本市が持つ多種多様な資源をブランド化し、開発・生産・加工・販売・流通・PRなど、マーケットを意識した仕組みを構築していきます。	佐野市 【実施時期】継続

2) にぎわいを生み出すイベントの展開

まちなか活性化には道路などの基盤整備や核となる施設整備だけではなく、それらの空間や施設を有効活用したイベントなどのソフト事業の展開が必要です。そのため、まちなかが持つ資源を活かし、多くの人々が参加できるような魅力ある事業を展開していきます。

NO	事業名	事業概要	実施主体及び実施時期
7	佐野駅南イルミネーション点灯事業	佐野駅前広場や駅前通りのイルミネーションにより、住民や来訪者の目を楽しませる夜間景観を演出するとともに、商店街にツリーを設置することで、まちなかに一体感を創出します。	民間事業者（指定管理者）、佐野市 【実施時期】 継続
8	さの秀郷まつり運営事業	本市の伝統文化や歴史に触れる場として、市民の誇りと郷土愛を醸成すると共に、観光誘客を図れるお祭りとして実施していきます。また、流鏝馬を始め、秀郷とゆかりのある弓を用いての体験の場を設置するなど、文化・教育・学習イベントとして多様な展開も検討していきます。	まつり実行委員会・運営委員会、商工会議所、佐野市 【実施時期】 継続
9	まちなか婚活推進事業	結婚を希望する独身男女の希望を叶えるため中心市街地において出会いの場を提供し、まちなかを活用した特色のある婚活事業を実施することで、にぎわいを創出します。	佐野市、さのまちづくり(株) 【実施時期】 第一期

施策展開4：歴史伝統を活かした風格ある美しいまちの形成

1) 歴史的資源を活かした魅力づくり

まちなかに点在する神社仏閣や旧家などの歴史ある建造物の保全・改修及び有効利用を図り、まちなかの歴史に触れ、理解することで、より深みのあるまちなか作りを実施していきます。

NO	事業名	事業概要	実施主体及び実施時期
1	まちなか古民家活用事業	まちなかに点在する古民家を活用し、カフェやコミュニティスペースなど来街者がまちなかの歴史を感じながら気軽にくつろげる場所を創出します。	民間事業者 【実施時期】 第二期
2	天明鋳物のまちづくり推進事業	まちなかの施設や店舗等に天明鋳物の展示をするなどして、訪れた人がより気軽に天明鋳物を楽しめるようにします。また、まちなかの鋳物工房や厄除け大師等の鋳物作品所蔵施設との連携により、天明鋳物を見て、学んで体験できるイベントやツアーを開催し、交流人口の増加につなげます。	民間事業者、観光協会、佐野市 【実施時期】 第二期

2) 魅力的な街並みの形成

建築物等の適正な規制・誘導を図ることにより、本市の顔となるまちなかにふさわしい街並み・景観形成を目指します。

NO	事業名	事業概要	実施主体及び 実施時期
3	まちなか景観推進事業	「佐野駅南地区の景観形成ガイドライン」等に基づき、佐野市の「顔」にふさわしい景観づくりを推進します。また、まちなかにフォーカスした景観ルールを定めるため、景観形成重点地区の指定なども検討していきます。	佐野市 【実施時期】継続
4	景観啓発推進事業	「佐野市水と緑と万葉のまち景観条例」により、景観形成のための規制・誘導を行い、市が良好な景観の形成について先導的な役割を果たすとともに市民の景観に関する関心を高めていきます。	佐野市 【実施時期】継続

【方針4：ふれあい・交流を支え、環境に配慮した基盤整備を推進した魅力的な回遊・商業空間の演出】

本基本計画では、県道桐生岩舟線を東西軸、市道1級1号線を南北軸として位置づけ、新市の顔作りをしていきます。県道桐生岩舟線及び市道1級1号線の一体的な整備を図っていくと共に、整備に伴う空き地の有効活用などを検討していきます。加えて、まちなかのおもてなし環境の充実や自動車交通の利便性向上、2次交通の充実を図る事業を展開し、回遊性向上を図っていきます。

施策展開5：まちなかの回遊性の確保

1) 駅や主要拠点を結ぶネットワークの形成

市の玄関口である佐野駅や佐野駅前交流プラザ、まちなか活性化ビルなどから、まちなかへと人を誘導するための安全で快適な徒歩・自転車の動線確保に向けた施策展開をしていきます。

NO	事業名	事業概要	実施主体及び 実施時期
1	まちなか空間活用事業	まちなかに安心・安全で楽しく歩けるような回遊空間を創出します。佐野駅前交流プラザばるぼーととまちなか活性化ビル間を繋ぐソフト事業計画の展開や、厄除け大師とまちなかを結び回遊性を高める街路表示やマップの作成を行います。	さのまちづくり(株) 【実施時期】第二期
2	観光ボランティア育成事業	まちなかを始め、市全体の観光スポットに対する観光案内ができる市民ボランティアを育成、増員し、まちなかの観光客へのおもてなしを強化します。	佐野市 【実施時期】継続

2) 安心・安全な歩行者空間の形成

安心・安全に楽しく歩けるようなまちなかの創出に向けて、道路のバリアフリー化やそれぞれの通りにあった景観形成、沿道の土地利用も念頭に置きながら、歩行者空間を充実させるための事業を展開します。

NO	事業名	事業概要	実施主体及び実施時期
3	県道桐生岩舟線整備事業	まちなかの中央を東西に通る県道桐生岩舟線を、安全で快適な歩道の確保のための整備を行います。 また、沿道景観の形成や街路空間を有効に活用するためにも電線類の地中化などを行うことで、地域住民や来訪者の回遊性の向上や商業の活性化による滞留時間の延長及びまちなか居住等に寄与する東西軸としての整備を行います。	栃木県 【実施時期】継続
4	市道1級1号線整備事業	まちなかの中央を南北に通る市道1級1号線を安全で快適な歩道の確保のため、整備を行います。 また、沿道景観の形成や街路空間の有効活用のためにも電線類の地中化を行い、佐野駅前通りからの顔作りをするとともにまちなかから郊外へのアクセス向上を図っていきます。 整備にあたっては、回遊性を向上させるための、安心・安全性を重視していきます。	佐野市 【実施時期】継続
5	駅南公園西土地区画整理事業	区域内の道路の拡幅・新設や未接道の宅地解消により防災力の強化及び佐野駅・市役所へのアクセス性向上を図ります。また、区域内の土地の形が整い、新しい道路に接することによる住環境の向上及び土地の有効活用が図られます。	佐野市 【実施時期】第一期
6	市道佐野57号線道路改良事業	土地利用や防災上の観点のほか、市役所などまちなかの各施設へのアクセス性を向上するため、駅南公園西土地区画整理事業に併せて整備を行います。	佐野市 【実施時期】第一期
7	市道1級2号線道路改良事業	多くの学生が通学で利用している市道1級2号線について、踏切部分が狭く歩道が無い状況のため、踏切部分の拡幅及び取付道路の整備を行います。	佐野市 【実施時期】第一期
8	まちなかウォークブル推進事業	官民連携のもと、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現を目指します。	民間事業者、佐野市 【実施時期】第二期

3) ふれあい・交流に満ちたまちなか商業環境の形成

来街者がまちなかをゆっくり快適に回遊できる環境、個性的な魅力があり、もう1度来たいと思わせ、日常的な利便性もある商業環境、魅力的なまちなか環境の創出に向けた施策を展開します。

NO	事業名	事業概要	実施主体及び実施時期
9	まちなか活性化支援事業	空き店舗を活用して新規に事業を始める人に、家賃や店舗改装費などの一部に補助を実施し、まちなかにおける空き店舗の減少を図っていきます。	佐野市 【実施時期】継続
10	まちなか活性化推進事業	県道桐生岩舟線などまちなかの道路整備に伴い生じる空き地を、市や県土木事務所、地権者との調整を行うことで、有効活用を推進します。	佐野市、さのまちづくり(株) 【実施時期】第一期
11	市有地活用事業	活用されていないまちなかの市有地について、店舗を誘致するなどして活性化につながる有効活用を図ります。	さのまちづくり(株) 【実施時期】第一期

NO	事業名	事業概要	実施主体及び 実施時期
12	まちなかオープンテラス事業	駅前通りにテーブルや椅子を設置しオープンテラス化することで、駅前通りににぎわいを創出します。	民間事業者、佐野市 【実施時期】第二期

施策展開6：まちなかへのアクセス性向上

1) 自転車・公共交通機関の利便性向上

鉄道やバスは、まちなかと佐野新都市や市外とを連絡する公共交通機関として重要な役割を担うとともに、環境負荷の軽減に対しても重要な交通機関です。また、自転車についても環境にやさしい移動手段として再評価されてきており、まちなかへの回遊性を向上させる手法として活用を図っていきます。

そのため、まちなか居住者、市民の日常生活の足としての利便性を高める自転車・公共交通に関する事業を展開します。

NO	事業名	事業概要	実施主体及び 実施時期
1	まちなかシェアサイクル事業	まちなかの回遊性や新都市との連携を強化することを目的に、公共交通の整備と併せて、まちなかの各拠点間で乗り捨て可能なサイクルポートなどの設置を検討、実現を目指します。	民間事業者、佐野市 【実施時期】第二期
2	バス交通整備事業	バス交通のあり方を総合的に検討しながら、市民のニーズやまちづくりに対応した輸送に適宜見直し、利用しやすいものとしていきます。また、観光客の2次的交通として、バスの運行を図ります。	佐野市 【実施時期】継続
3	生活路線バス運行支援事業	市民の移動手段を確保するため、「生活路線バス」の路線運営を行う交通事業者に対し、補助金の交付等を行います。	佐野市 【実施時期】第一期
4	ユニバーサルデザインタクシー導入支援事業	誰もが公共交通をより快適に利用できるよう、民間事業者が行うユニバーサルデザインタクシーの導入に対し補助を行います。	佐野市 【実施時期】第一期
5	次世代交通システム調査（推進）事業	鉄道・バス・タクシー等の各交通事業者と積極的な事業連携を図ることにより、最適な次世代交通システムの実現を目指します。	佐野市 【実施時期】第一期

2) 自動車アクセス環境の向上

公共交通機関の利用促進と併せて、自動車によるアクセスのしやすさを確保するため、駐車場の利用環境向上に向けて施策を展開していきます。

NO	事業名	事業概要	実施主体及び 実施時期
6	まちなか駐車場転換事業	まちなかに点在する月極駐車場を、時間貸や日貸など来街者が気軽に利用できる形態に転換するよう、駐車場オーナーに働きかけを行います。併せて、市民広場駐車場に有料ゲートを設置することで、来街者にとっての利便性を高めます。	佐野市、民間事業者 【実施時期】第一期

第6章 各基本方針の指標・目標値の設定

1. 各基本方針の指標・目標値の設定

方針1「まちなか居住を自慢できるような魅力的な居住環境の演出」

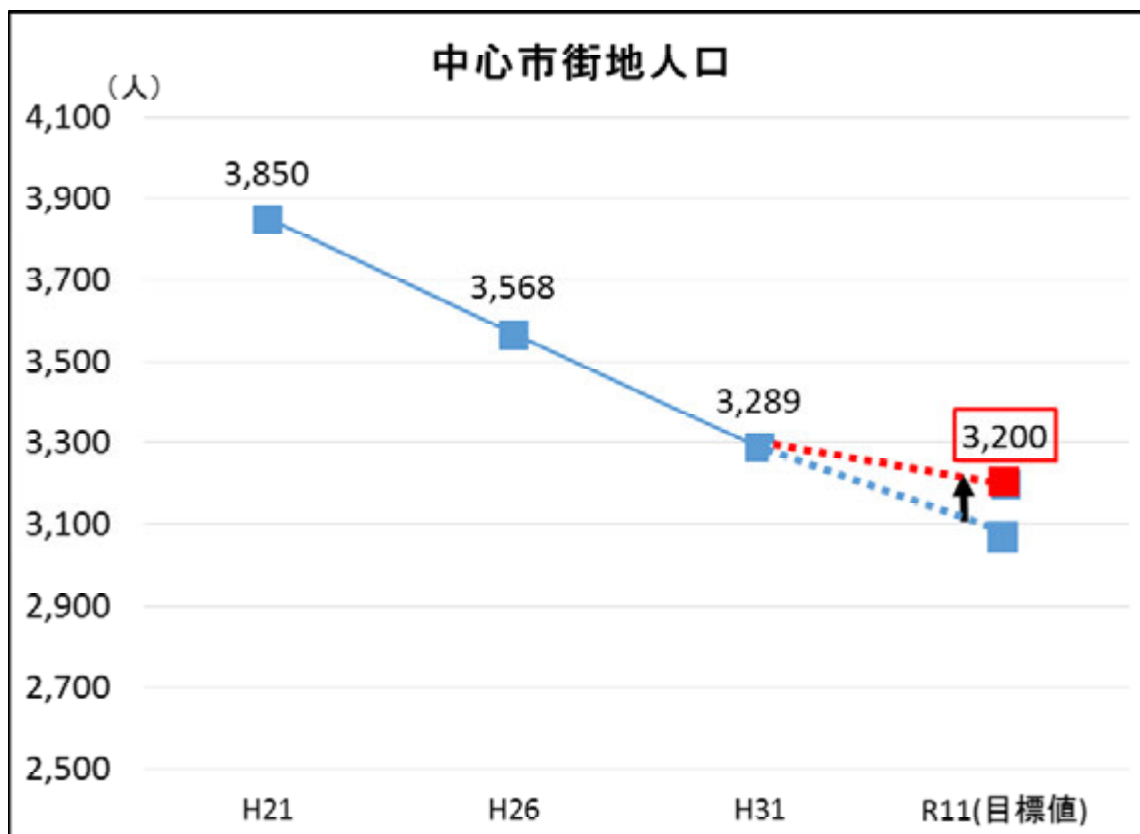
指標：中心市街地人口

中心市街地人口は、定期的に調査することにより生活空間としての魅力を客観的に把握することができ、まちなかの活性化を評価する上で重要な指標となります。

中心市街地人口は平成21年度から減少を続けており、今後もこの傾向は続いていくと考えられます。各種事業を展開することにより、人口減少が緩やかになることを期待して、目標値は現在の人口から微減の3,200人とします。

	H21	H26	H31	R11 (目標値)
中心市街地人口(人)	3,850	3,568	3,289	3,200

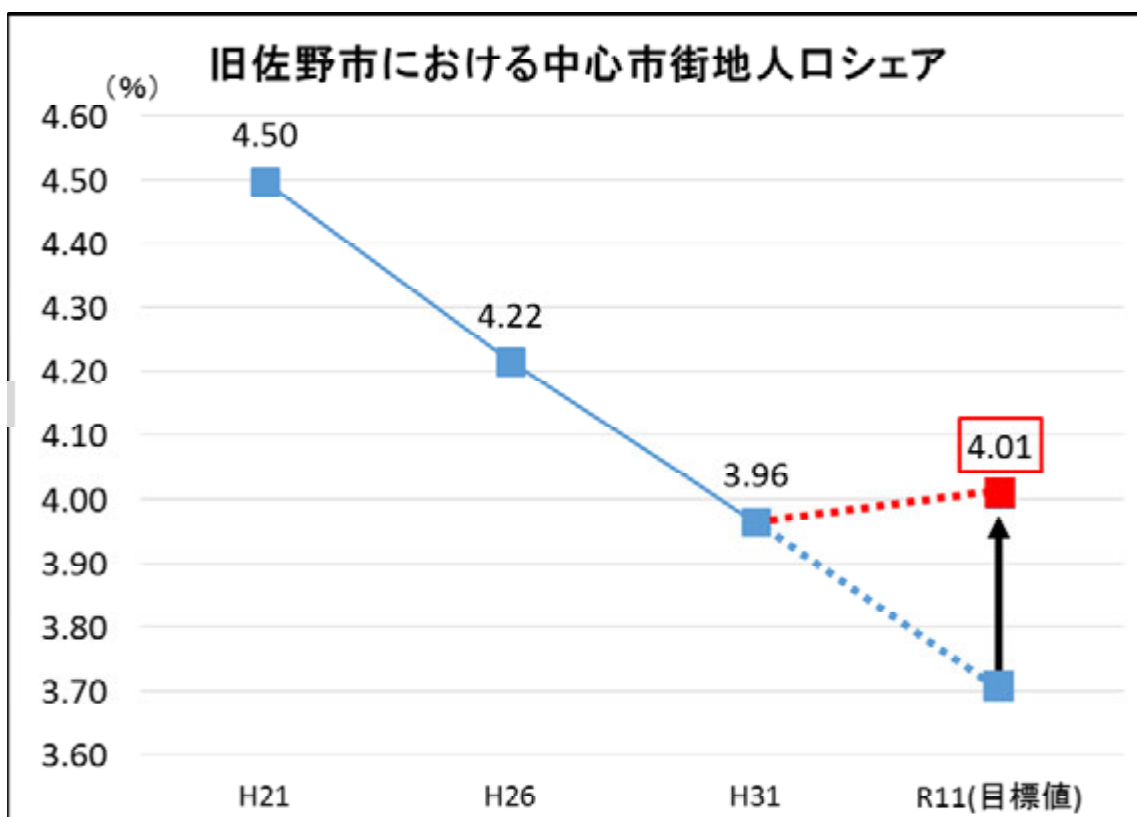
※各年1月1日現在の住民基本台帳の町別人口を面積案分し算出。



参考指標：旧佐野市における中心市街地人口シェア

また、参考指標として、旧佐野市における中心市街地人口シェアを設定します。これは、中心市街地だけでなく旧佐野市郊外の人口動態にも左右されるため、あくまで参考としますが、中心市街地人口と同様にまちなかの活性化を評価するうえで重要な指標となります。

	H21	H26	H31	R11 (目標値)
中心市街地人口シェア (%)	4.50	4.22	3.96	4.01



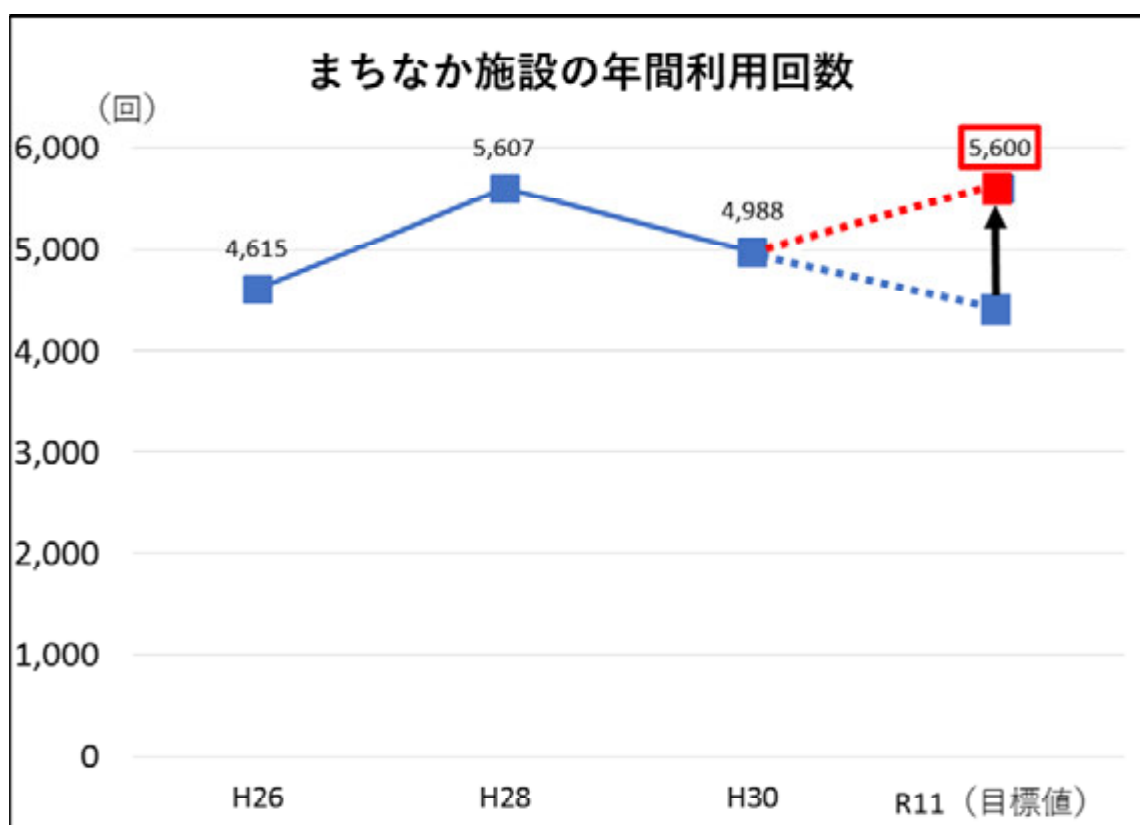
方針2「市民一人ひとりが主体となり輝ける温かい環境の再生」

指標：まちなか施設の利用回数

まちなか活性化は、そこに住む人々の活動なくしては達成できません。まちなか活性化に携わる方々が、まちなかの各施設※を利用した回数を定期的に調査することで、まちなかにおいて民間の活動（会議、イベントなど）がどの程度行われているか把握できるため、適切な指標となります。

※佐野駅前交流プラザぱるぽと、中央公民館、市民ギャラリー、市民活動スペース（H27～）、まちなかにぎわい空間（H30～）

	H26	H28	H30	R11 (目標値)
まちなか施設の年間利用回数（回）	4,615	5,607	4,988	5,600



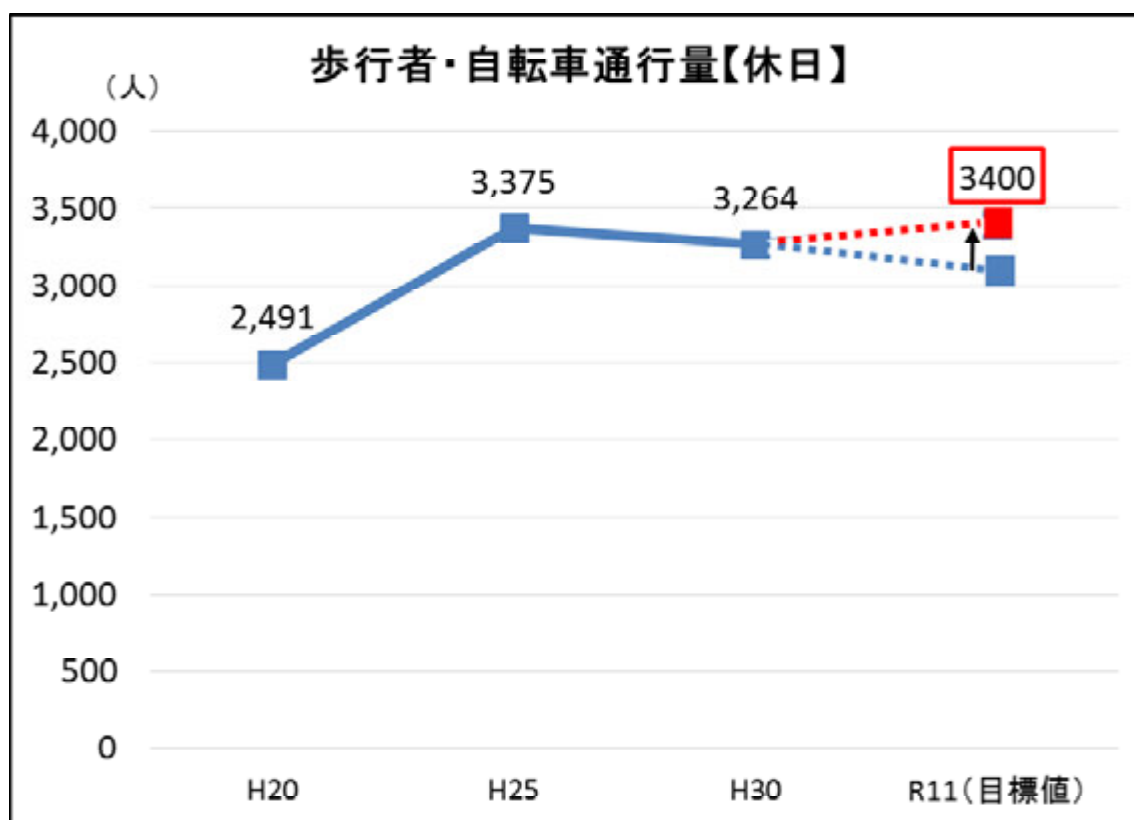
方針3「多様な文化を融合した “佐野の魅力” の創造・発信」

指標1：歩行者・自転車通行量

歩行者通行量、事業所数、従業者数、空き店舗数等が数値目標指標として考えられますが、その中でも歩行者通行量は、まちなかの来街者数の動向を把握することができるため、活性化の実態を把握する指標として重要となります。また、本市では、まちなかの商店街において、定期的に歩行者通行量の定点観測を行っており、定期的にフォローアップが可能な指標であるとともに、多くの人々に理解しやすい指標です。

活性化に資する施策を展開していくことで、居住人口の減少を抑制するとともに、まちなか外の市民や市外からの来街者の増加が期待されることから、目標値として歩行者・自転車通行量を3,400人と設定します。

	H20	H25	H30	R11 (目標値)
歩行者・自転車交通量【休日】(人)	2,491	3,375	3,264	3,400

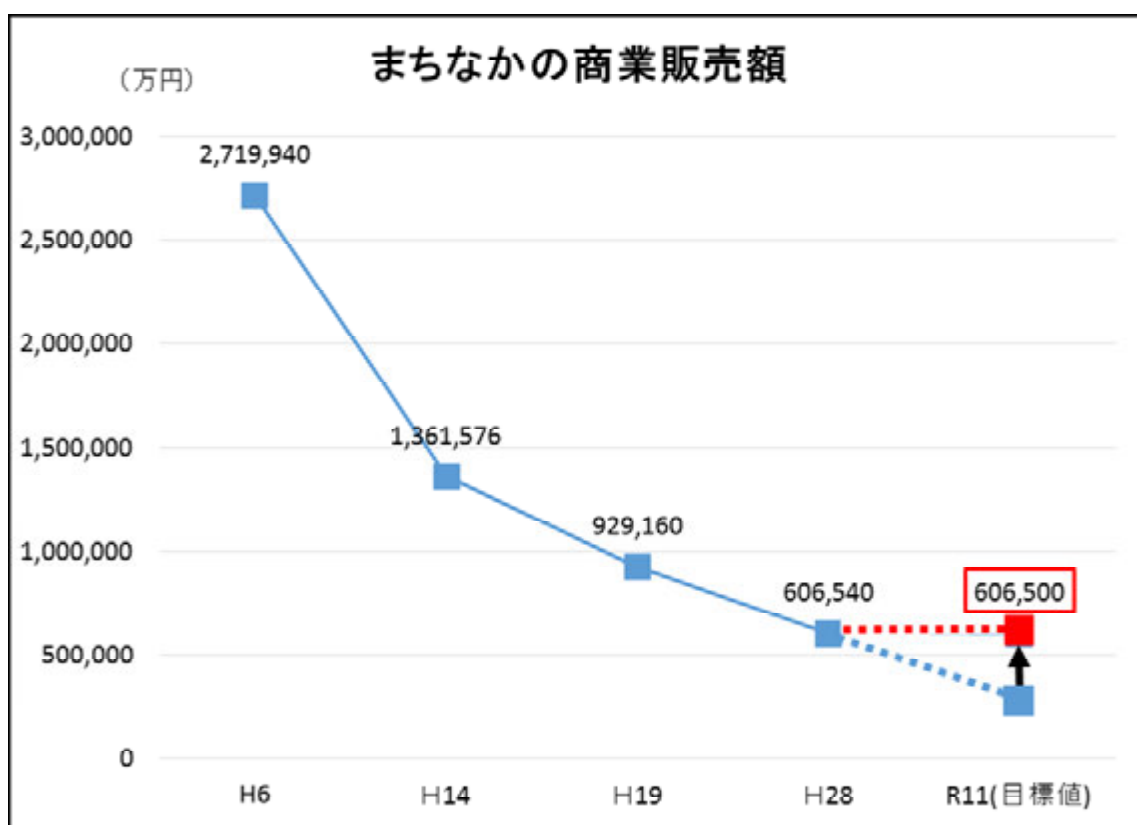


指標 2：商業販売額

まちなかににぎわいを創出していくためには、魅力的なサービスや商品の提供と非日常的な空間が演出され、消費者の視点からも支持される商業機能の強化も必要であることから、商業統計調査などで定期的に調査がされている商業販売額を指標として定めます。

活性化に資する施策を展開していくことで、居住人口の減少を抑制するとともに、まちなか外の市民や市外からの来街者の増加が期待されることから、目標値として商業販売額を60億6千万円と設定します。

	H6	H14	H19	H28	R11 (目標値)
商業販売額（億円）	271.9	136.1	92.9	60.6	60.6



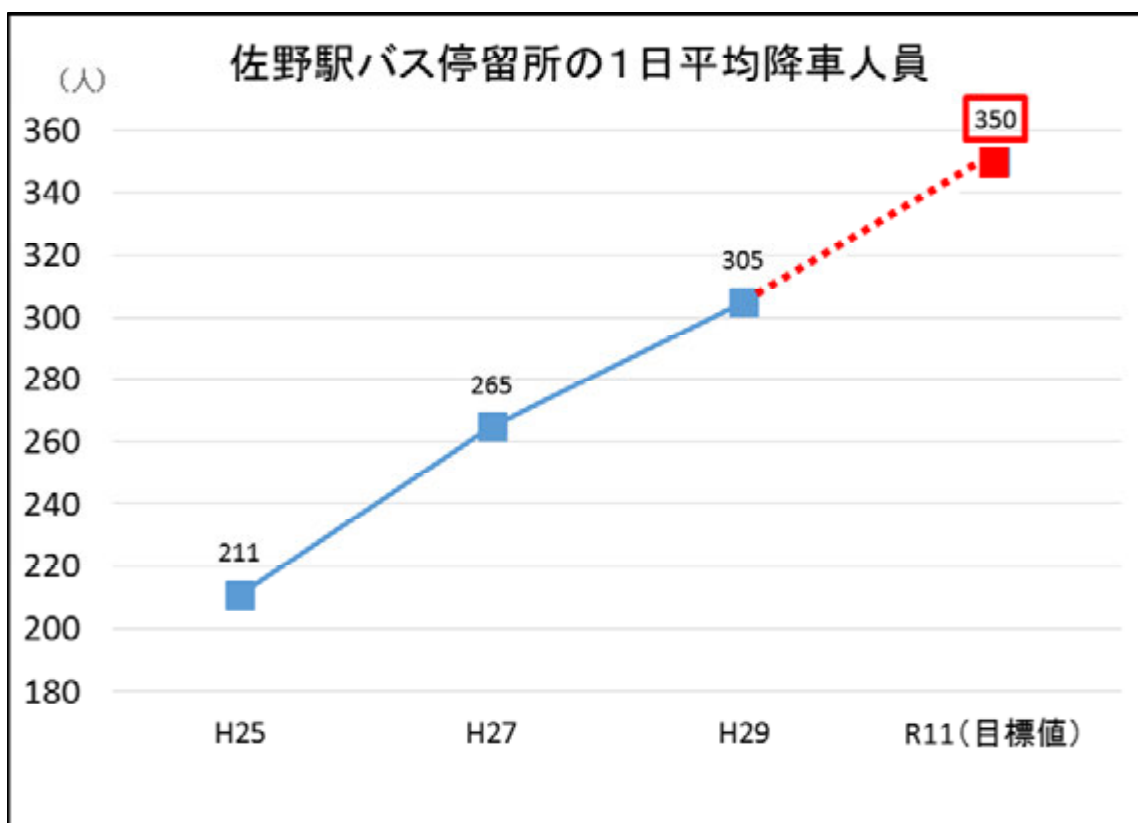
方針4「ふれあい・交流を支え、環境に配慮した基盤整理を推進した魅力的な回遊・商業空間の演出」

指標：佐野駅バス停留所の一平均降車人員

公共交通機関の一日平均降車人員、鉄道駅の乗降客数などが数値目標指標として考えられますが、その中で、公共交通機関の一日平均降車人員は、まちなかの来街者数の動向もある程度測定が可能であり、活性化の実態を把握する指標として適切です。また、交通事業者が自ら調査を行っており、定期的にフォローアップが可能なことから適切な指標となります。

各種事業による来街者及び居住者の増加を想定し、目標値として一日平均降車人員を 350 人と設定します。

	H25	H27	H29	R11 (目標値)
1 日平均降車人員 (人)	211	265	305	350



第7章 活性化の実現に向けて

1. 市民の主体的参加及び協働体制の確立

近年、少子高齢化の進行や都市圏への人口流出に伴い、地方行政の持つ力が衰退しています。そのような中で、持続可能なまちづくりを進めるため、「民間活力の活用」や「官民連携」が必要不可欠となっています。

前基本計画の成果がいまひとつであった要因の一つとして、まちづくりへの市民参加の環境を醸成できなかった点があると考えられます。そのため、本基本計画の策定を契機に、まちづくりのプレーヤーとなり得る市民を発掘し、その活動を支援し、協力体制を構築していくこと、まちづくりへの市民参加を推進していきます。

2. 佐野市まちなか活性化推進協議会

(1) 協議会の体制

まちづくりへの市民参加を推進するにあたり、前基本計画から引き続き、「佐野市まちなか活性化推進協議会（以下、「協議会」という）」を組織し、活動していきます。

前基本計画においては、協議会がまちなかのマネジメント組織として位置づけられ、協議会のサポート組織として市が事務局を担っていましたが、前基本計画において、サポート組織も将来的には協議会の内部に存在し、その役割は民間が担うとしていることから、本基本計画では、事務局を「さのまちづくり株式会社」へ移譲し、市は委員の一員とすることで、より民間の目線に寄り添ったまちづくりを進めます。

また、構成委員についても、「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条」を基準にしつつ、実際にまちなかで活躍しているプレーヤーを任命するなどし、これまで以上に、自由でまちなかの特性にあったアイデアが出やすい協議会を目指します。

なお、「さのまちづくり株式会社」については、「コンパクトでにぎわいのあふれる街」を目指し、まちなかの遊休不動産の活用や定住人口の増加、まちなかの回遊性向上などの取組を目的としている会社です。

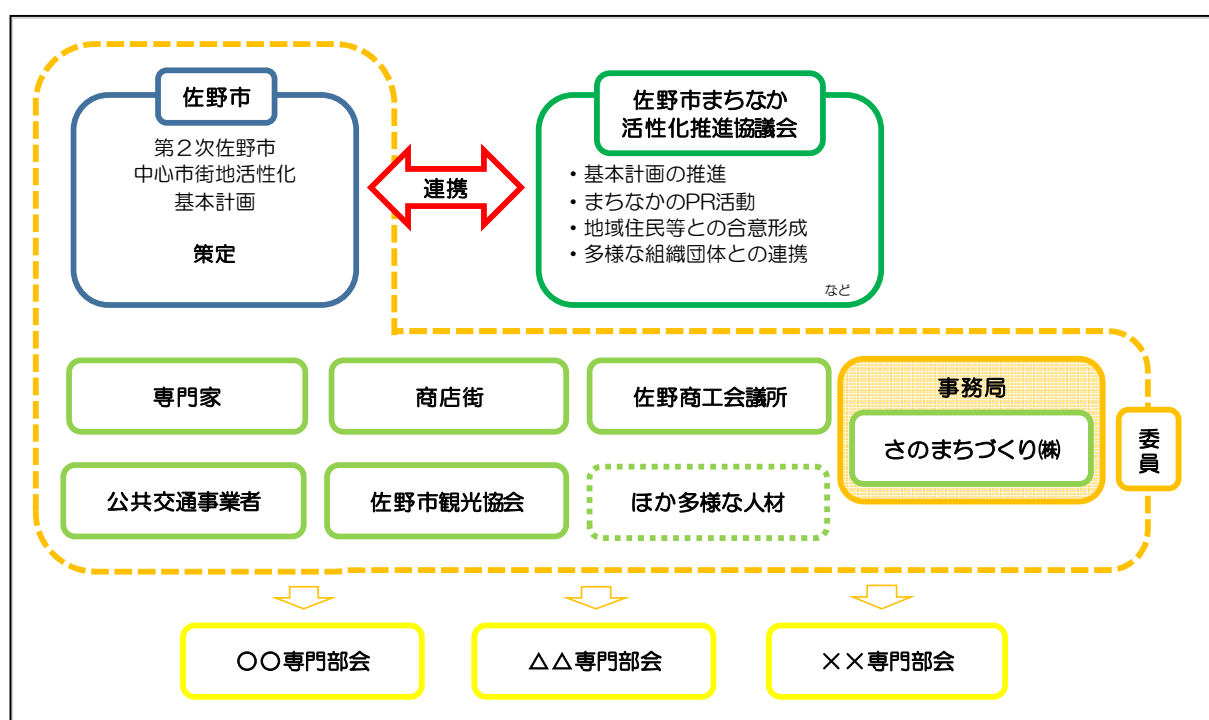
民間事業者ならではのフットワークを活かし、まちなかににぎわいを取り戻すための事業を展開するまちづくりの担い手であり、協議会事務局として積極的な活動が期待されます。

(2)協議会の役割

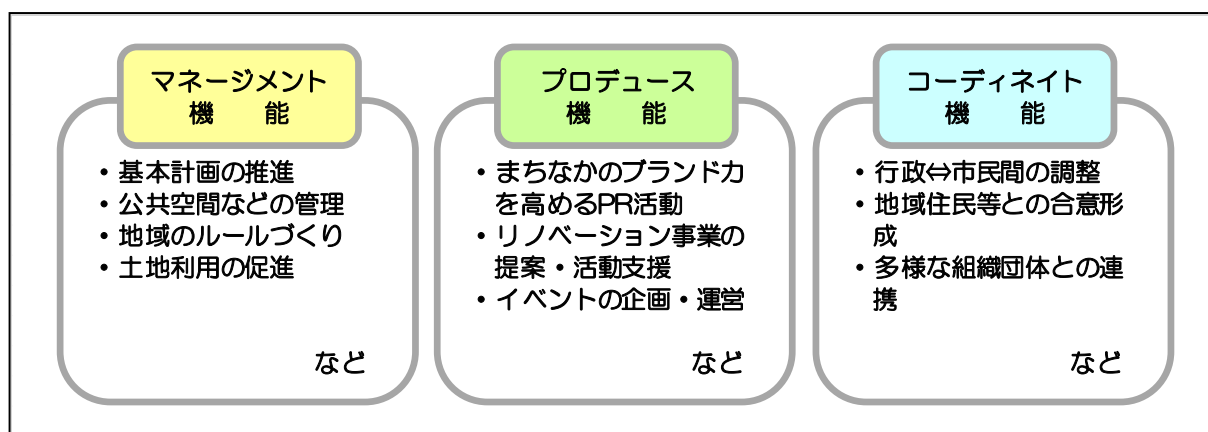
協議会は、まちなか全体の活性化のため、「自治会」や「商店街」の枠を越え、都市を経営する観点から「まちなかをマネジメントする」ことを目的とした組織となっており、本基本計画推進に向けた協議会の組織は、以下のイメージとなっています。

また、結成初期から協議会に実働的な機能を求めることは困難であり、事業実現に向けた検討会や勉強会を開催するなど、外部から専門家を招いての活動が第一歩になると考えられます。

【協議会の組織イメージ】



【協議会に求められる機能】

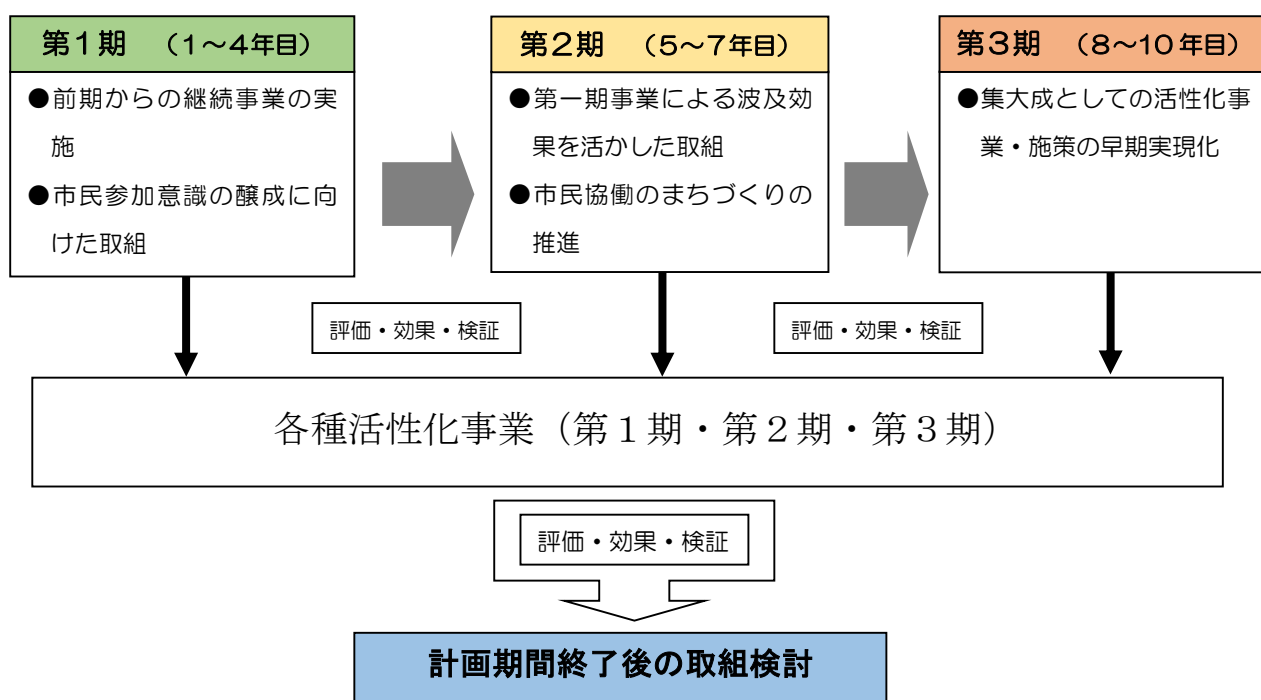


3. 本基本計画の実施スケジュールの確立と各期の取組

(1) 全体の実施スケジュール

まちなかの活性化には、ハード整備やソフト事業、市民のまちづくり意識の醸成等が必要となるため、今後 10 年間の計画期間を 3 期に分け戦略的に事業を実施します。

各期において実施される活性化事業・施策などの評価・効果・検証を定期的に行いながら、次期の取組がより効果的・効率的なものになるよう反映していきます。また、集大成となる第 3 期においては、本計画の総括的なフォローアップを行い、持続的なまちなか活性化に向けて、計画期間終了後の取組の検討を行うものとします。



(2) 第1期 (1～4年)

前基本計画から継続の事業を引き続き実施していくとともに、市民のまちづくり意識の醸成につながるものを中心に新たな事業を展開していきます。

(3) 第2期 (5～7年)

官民連携のもと各種事業を展開していきます。また、県道桐生岩舟線及び市道 1 級 1 号線の拡幅などハード整備の進捗に合わせ、沿道のにぎわい創出にも力を入れていきます。

(4)第3期（8～10年）

第2期までに着手ができなかった事業の早期実現化及び早期実現化に向けた働きかけを積極的に行うとともに、基本計画の総括期として、基本計画の評価を行います。

4. まちなか活性化に向けた今後の取組

(1)関係機関等との連携や上位計画との整合性を図った取組

本基本計画における事業の波及効果などを考慮しながら、実施に向けた働きかけを行うとともに、さのまちづくり(株)や佐野商工会議所などの関係機関との連携を強化していきます。さらに、本基本計画の目標が実現するよう、それぞれ役割分担をしながら、これまで以上にまちなかの活性化・再生に取り組んでいきます。また、総合計画や都市計画マスタープラン、今後策定予定の立地適正化計画など上位計画との整合を十分に図りながら、各種事業を進めていきます。

(2)中心市街地活性化計画区域の取扱い

本基本計画においては、「中心市街地活性化計画区域」を前基本計画の約 165ha から約 96ha と、大幅に縮小しました。また前基本計画から引き続き全域をまちなか居住エリアに設定しています。

また、区域設定の基本方針を踏まえ、具体的な事業や施策を重点的に実施する区域として「戦略的まちなか活性化エリア」を位置づけています。

本基本計画の目的は、まちなか居住を推進していくことはもちろんのこと、市民のまちづくり意識の醸成と民間主導による官民連携まちづくりに向けた新たなスタートラインに立つことです。本市の現状を踏まえ、学校跡地などの市有地を含めた既存ストックを有効活用し、効果的、効率的に各種活性化事業を展開していく必要があります。

したがって、「中心市街地活性化計画区域」全体が再生・活性化するために、「戦略的まちなか活性化エリア」の価値を向上させ、徐々に計画区域全体へと波及させていくことを目指します。

参考資料編

次期中心市街地活性化基本計画及び
推進体制の在り方について

平成31年3月26日

佐野市まちなか活性化推進協議会

目 次

1. 佐野市中心市街地活性化基本計画の経緯	… 3
2. 佐野市まちなか活性化推進協議会の活動経緯	… 4
(1) 中心市街地活性化基本計画の推進に関する事	… 4
(2) 中心市街地活性化推進に関する調査研究及び普及啓発に関する事	… 4
(3) 中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施に関する事	… 4
(4) その他中心市街地活性化推進のために必要な事業に関する事	… 5
3. 佐野市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップの実施と結果	… 6
4. 次期中心市街地活性化基本計画及び推進体制への協議会委員意見	… 8
(1) 次期中心市街地活性化基本計画の在り方について	… 8
(2) 中心市街地活性化のための組織について	… 8
(3) その他	… 8
5. 次期中心市街地活性化基本計画	… 9
(1) 他市町の状況	… 9
(2) 佐野市においての認定中活の時期	…11
(3) 次期佐野市中心市街地活性化計画について	…12
(4) 改訂版佐野市中心市街地活性化計画の方針について	…13
6. 今後の中心市街地活性化のための推進体制	…14
(1) 佐野市中心市街地活性化基本計画上の取り扱い	…14
(2) 中心市街地活性化のための組織について（協議会委員の意見）	…14
(3) さのまちづくり株の役割	…14
(4) 新しい体制の検討	…15
7. 今後のスケジュール	
(1) 期間終了～改訂版期間開始	…17
(2) ～認定中活運用開始	…17

1. 佐野市中心市街地活性化基本計画の経緯

中心市街地活性化基本計画については、平成21年度に策定され、10年間の計画期間を3期に分けて戦略的に事業を実施してきたところである。

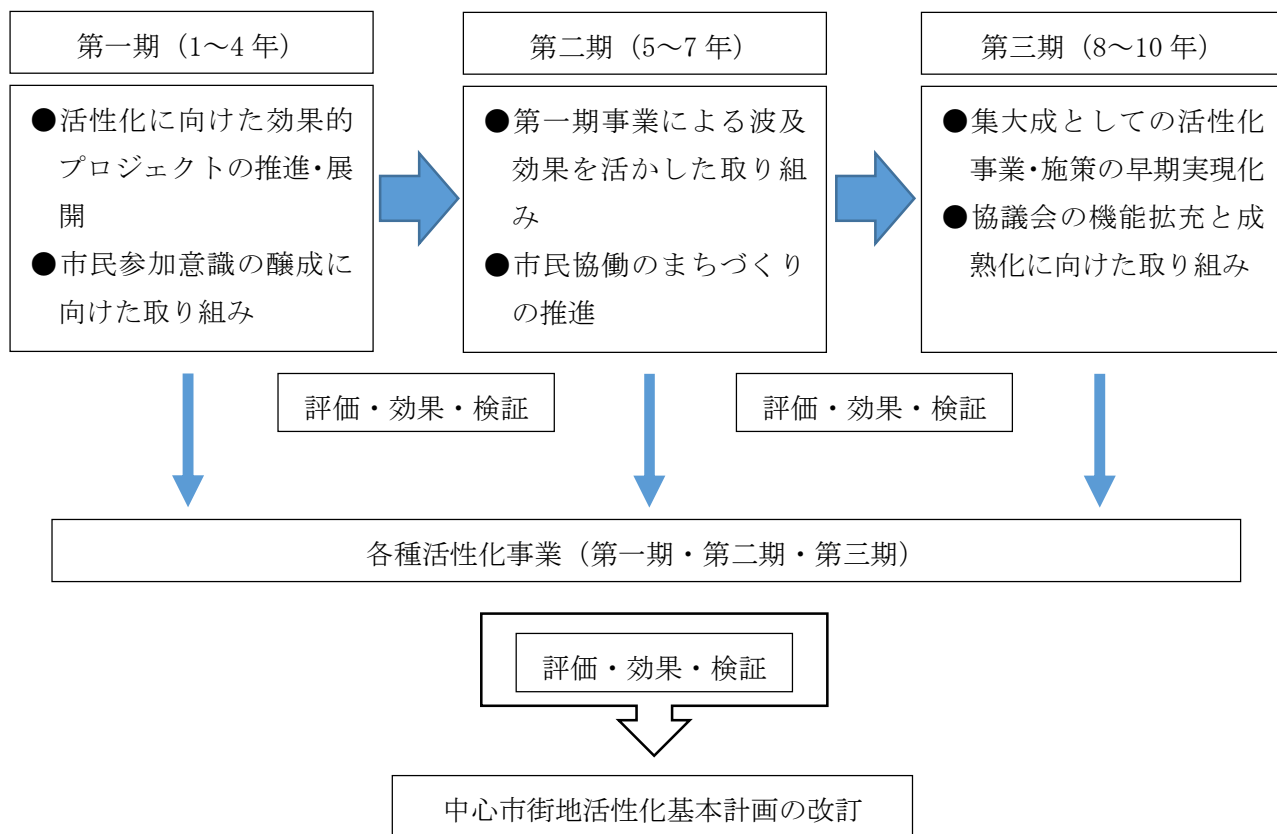
各期において実施されてきた活性化事業・施策などの評価・効果・検証を行いながら、効果的・効率的な取り組みに反映させてきたところである。本計画において集大成となる第三期では、本計画の総括的な評価などを行い、持続的なまちづくり・まちなか活性化に向けて、次の活性化基本計画の方向性を示すものと位置づけられている。

○計画期間

第一期 平成22年度～平成25年度

第二期 平成26年度～平成28年度

第三期 平成29年度～平成31年度



(佐野市中心市街地活性化基本計画 66P 抜粋)

2. 佐野市まちなか活性化推進協議会の活動経緯

(1) 中心市街地活性化基本計画の推進に関すること

【活動組織等】

- まちなか活性化勉強会（ワークショップ、H20 年度）
⇒まちなか活性化基本方針の検討
- 中心市街地活性化基本計画策定専門部会（H21 年度）
⇒中心市街地活性化基本計画を提案
- 外部有識者によるアドバイザリーボード（H23 年度）
⇒外部有識者ネットワークの形成
- 基本計画のフォローアップ（H23、24、29 年度）
⇒進捗状況等の確認・評価

(2) 中心市街地活性化推進に関する調査研究及び普及啓発に関すること

【活動組織等】

- まちなかワークショップ（H21～24 年度、24 年度～「いっ展べえ」実行委員会）
- 中心市街地活性化調査・先進地視察（館林市・高崎市・大田原市・那須塩原市 H21 年度）
- 協議会ホームページの作成・管理（H21～30 年度）
- シンボル軸調査・先進地視察（宇都宮市大通り、H22 年度）
- まちなかランドデザイン専門部会（H23 年度）
- 基本計画の推進に向けた庁内関係課会議（H23～24 年度）
- まちなか居住推進プロジェクトチーム（H24 年度）
- まちなか居住推進分科会～さのまるごと安心プロジェクト～（H25～27 年度）
- まちなか居住専門部会（H28 年度）⇒提言書を提案

(3) 中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施に関すること

【活動組織等】

- （仮称）まちなか活性化ビル活用計画専門部会（H21 年度）
- シンボル軸とそのまちづくり専門部会（H22 年度）
⇒整備計画案を提案
- 食のまちおこし専門部会（H22 年度）
⇒「スイーツによるまちおこし」を提案
- キャンドルナイトイベント（企画・実施：まちなかワークショップ、H22 年度）
- まちなかギャラリー「いっ展べえ」（企画：まちなかワークショップ、実施：「いっ展べえ」実行委員会、H23～30 年度）
- 南北シンボル軸専門部会（H23 年度）
⇒市道 1 級 1 号線の整備計画案を提案
- 庁舎建替え検討部会（H23 年度）
⇒「庁舎建替えに伴うまちなかランドデザイン」の提言

- 廃校の利活用とスポーツによるまちおこしプロジェクトチーム（H24 年度）
⇒「田沼高校跡地の利活用についての提言」を体育協会・文化協会と共同提案
- まちづくり会社設立準備会（プロジェクトチーム、H24 年度）
- まちづくり会社設立準備分科会（H25～27 年度）
- まちづくり会社連携専門部会（H28～29 年度）⇒事業提案書の提案（H28 年度）

（４）その他中心市街地活性化推進のために必要な事業に関すること

【活動組織等】

- まちなか元気 UP シンポジウム（H20. 1. 22）
- 佐野駅南イルミネーション点灯式（H21～30 年度）
- まちなか賑わい創出イベントとの連携・協力（H21～30 年度）
- 佐野駅前交流プラザ「ぱるぽーと」、まちなか活性化ビル「佐野未来館」、まちなかサロン等のまちなか拠点施設との連携・協力（H22～30 年度）
- さのまちづくり株式会社設立（H27. 10. 2）



設立総会及び第 1 回協議会（H20.1.22）の開催状況



まちなかギャラリー「いっ展べえ」（H27 年度）



南北シンボル軸（市道1号線）の整備イメージ提案

3. 佐野市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップの実施と結果

平成29年度は第三期に入るため、集大成として本計画にあるそれぞれの事業について、評価・検証を行い、最終的に中心市街地活性化の目標となる指標への効果などの評価を行った。

○最終フォローアップの概要

・総合的判断

進捗・完了状況：概ね順調に進捗・完了した。

活性化状況：若干の活性化が図られた。

・事業の進捗状況

44事業/51事業（着手・完了率86.3%）

事業数	実施状況			着手・完了率	
	着手済	17(7)	35.3%(35.0%)	86.3% (95.0%)	44/51 (19/20)
	未着手	7(1)	13.7%(5.0%)		
	完了	27(12)	51.0%(60.0%)		

※（ ）は重点戦略プロジェクト

・指標達成状況

A（目標越え）…4つの指標(NPO団体数、WS参加者数、通行量、バス乗車人数(市営))

b（基準越え）…1つの指標(都市計画道路整備率)

C（目標及び基準未達成）…3つの指標(居住人口、商業販売額、バス乗車人数(万葉))

方針	指標	基準値	目標値	最新値	達成状況
基本方針1 まちなかに住むに誇りを持てるような魅力的な居住環境を演出します。	まちなかにおける居住人口	7,200人 (H22想定値)	7,200人 (H31)	6,443人 (H27)	C
基本方針2 市民一人ひとりが参加し輝く温かい環境を再生します。	NPO団体数	20団体(H20)	30団体(H31)	31団体(H28)	A
	まちなかワークショップ参加者数	17人(H20)	35人(H31)	47人(H28)	A
基本方針3 旧文化と新文化が融合した新たな“佐野の魅力”を創造・発展することでまちなかの賑わいを演出します。	歩行者通行量(休日)	3,475人(H21)	4,500人(H31)	4,822人(H28)	A
	商業販売額	136億円(H16)	135億円(H31)	124億円(H19)	C
基本方針4 ふれあい・交流を支え、環境に配慮した基盤性を推進して魅力的な回遊・商業空間を演出します。	バスの年間乗車人数(市営)	49,966人(H19)	50,000人(H31)	133,211人(H28)	A
	バスの年間乗車人数(万葉)	188,060人(H19)	210,000人(H31)	178,522人(H28)	C
	都市計画道路の整備率	23%(H20)	50%(H31)	30%(H31)	<u>b</u>

- ・協議会の意見

活性化状況：若干の活性化が図られた。

- ・市民意識の変化

活性化状況：若干の活性化が図られた。（市政に関するアンケート調査から）

「市政に関するアンケート調査」から抜粋（調査対象2,000人）

●住みやすい快適なまちづくり

（都市核の利便性）

問11 佐野市では、中心市街地（佐野駅周辺）や田沼駅周辺、葛生駅周辺などのまちなか活性化の推進に取り組んでいます。これらの地域が、合併前に比べ便利になってきていると思いますか。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1. そう思う	14.2%	19.1%	16.7%	21.3%	22.2%	20.1%	21.1%	20.9%
2. どちらかといえばそう思う	33.4%	34.4%	35.4%	38.8%	35.0%	34.0%	36.3%	37.0%
3. どちらかといえばそう思わない	18.1%	14.2%	13.9%	16.0%	11.2%	12.2%	14.2%	10.3%
4. そう思わない	15.4%	15.3%	17.4%	13.5%	15.1%	15.9%	12.6%	12.7%
5. わからない	12.4%	11.9%	12.5%	7.4%	13.1%	13.3%	12.6%	15.4%
無回答	6.3%	5.2%	4.1%	3.0%	3.4%	4.4%	3.1%	3.7%
1 と 2 の合計	47.6%	53.5%	52.1%	60.1%	57.2%	54.1%	57.4%	57.9%

4. 次期中心市街地活性化基本計画及び推進体制への協議会委員意見

(平成30年度第1回協議会後に意見徴取)

(1) 次期中心市街地活性化基本計画の在り方について

- ・計画策定は必要だと思う。
- ・市民の共通認識として中長期的な道筋があるべき
- ・県道や市道などの投資がされる中、民間の投資を誘導する施策が欲しい。
- ・中心市街地で大型投資の期待薄や歴史的資産の少ない佐野市は住宅投資が多いので、公営住宅の建設、民間借り上げなど「住」を優先する。
- ・公共のインフラ整備はメドがついてきたので、今後は民間活動に重点を置くべき。

(2) 中心市街地活性化のための組織について

- ・中心市街地に住んでいる地元の人々が中心となって、かかわることが一番自然で最も活性化が期待できるものとする。
- ・まちづくり会社などがコアとなって有機的なつながりを持った集団が存在、運営され続けていければよいと思う。
- ・従来の市主導の計画策定～協議会運営をまちづくり会社主導の体制とする。
(市は、まちづくり会社に委託費を払うことをお願いしたい。)
- ・まちづくりの実行部隊を充実させるために、協議会の下にいろいろな部会を設ける。
- ・自由闊達に議題にあげられるような組織づくりをお願いしたい。

(3) その他

- ・新庁舎駐車場の土日祭日の利用について

庁舎1階の市民活動スペースができたことは大変良かった。しかしながら土日祭日に市民活動スペースを利用する際、朝から駐車場が満車で庁舎利用者が駐車できない。また地下駐車場もクローズしている。せっかくの活動スペースの利用に支障をきたしているのが現状である。

県道向かい側の市営駐車スペースは有料であり空きが多いと聞く。万町駐車場のよう2時間無料の有料ゲートの設置、休日民間委託(地下駐車場開放も含む)等、有料化することで長時間駐車を抑止となり、利益はわずかと思われるが駐車場開放の運営費にあてるなど、解決策案を多方面の方々から意見を集め、休日有料化をぜひ検討して頂きたい。

5. 次期中心市街地活性化基本計画

佐野市中心市街地活性化基本計画については、平成 31 年度をもって計画期間が終了することになる。今後、更なる佐野市の中心市街地活性化を推進するためにも、次期計画を策定する時期に差し掛かっている状況である。

また、中心市街地活性化基本計画については、国の認定を受けた計画にするかどうかなど、佐野市の今後の方針や施策を考慮して判断する必要がある。

(1) 他市町の状況

認定中活のメリット・デメリット（認定中活を受けた他市への聞き取り）

認定中活は、三大都市圏及び政令指令都市を除く地方都市については、当該市町村内における全ての準工業地域における大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区等の都市計画決定及び必要な条例の整備が行われることが条件となっており、都市の規模により状況が異なる。

このため、三大都市圏及び政令指令都市を除く地方都市に電話での聞き取りを行った。

	佐野市	日光市	大田原市	福島県 会津若松市	茨城県 石岡市
人口（人）	119,703	83,612	74,366	121,798	75,993
面積（km ² ）	356.04	1449.83	354.1	382.99	215.53
計画期間		H23.3～ H28.3	H20.11～ H26.3	H27.7～ H32.3	H21.12～ H27.11

中心市街地活性化基本計画の認定を受けたメリット

市やまちづくり会社の今後の計画に合う補助メニューがあれば、補助を受けることができる。特にハード事業の補助がメリットとなる。

（近年国交省の補助がなくなっている。都市再生整備計画の加算も平成 29 年度から削除）

- ・都市再生整備計画等の補助率がアップし、暮らし・にぎわい再生事業が使えるため、ハードをつくるのに役立った。
- ・ハード事業の補助が手厚い
- ・新規で複合ビルを建てる際の補助がついたこと（年間 80 万人来場）
- ・地元の人のやる気を出るようになり、まちなかでのイベント数が増加、また解散した商店街が再結成した。
- ・ハードがあれば補助金がもらえるというメリットがある。
- ・ハード面の国の補助が良い

中心市街地活性化基本計画の認定を受けたデメリット

- ・ 準工業地域は全域 1 万平米の規制を受ける。それにより大規模な出店希望者が減り、法人市民税等の減収になることもある。
- ・ ハード事業を基本計画に盛り込むことが求められる。
- ・ 計画期間が「おおむね 5 年以内」と短い設定のため、策定時に綿密な計画ではないと完了が難しい。

- ・ 成果を求められる。効果が少しずつみえたとしても足りない。5 年で成果がでるように計画を作っているため。また一か所が流行っただけでは活性化したとはいえず、他に波及することが必要であると、会計検査の際指摘された。
- ・ 指標がほぼ達成することができなかった。(3 つの指標中、達成できたのは「歩行者」の 1 つだけ。のこりの定住人口及び小売り額については減少してしまった)
ハード事業で道路拡幅を行ったが、空き地や駐車場が増えてしまい、賑わいが創出できたのかは不明。
- ・ フォローアップが大変である。
- ・ 計画に掲載した事業で、事業主体が市ではなく民間の場合、途中でやめてしまう事業が見受けられるため、修正等が必要になる。
- ・ フォローアップが必要となり、計画期間終了後の現在もアンケート多く求められる。

準工業地域の建築制限

- ・ 条例で定めている。(制定するまでに要する期間は平均 1 年半)

- ・ 「日光市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例」で準工業地域全域を特別用途地区としている。
すでに建っているものは対象外。増築、改築に関しては、すでに 1 万平米を超えているものに関しては、できない。公益のために必要と考えられるものは、市長による判断となる。今までに、このようなことはなかった。
- ・ 準工自体があまりないため、大きな問題はなかった。準工は、工業地帯の一部と民家が立っているところ。しかし、約 9000 平米の建物がたってしまった。
- ・ 大きなトラブルや影響はないと考えている。

スケジュール

- ・ 2 年～5 年くらいの期間を要している。

- ・ 日光市は平成 18 年に民間より声が上がって人を呼び込むための計画を考え始めた。平成 21 年にまちづくり推進室ができ、区画整理が一部終わったことを踏まえ、再度考え準備をして、平成 23 年度の認定にこぎつけた。
- ・ 計画自体は 1 年で作成できた。しかし、中身の調整や、地権者等の意向確認の時期は 5 年ほどかかった。
- ・ 平成 11 年から下地となる、任意中活の計画などがあった。
前計画策定の際も、認定をとりたいと思ったが、ハードがなく認定をとることができなかった。
- ・ 平成 25 年からニーズ調査等を行い、調査に 2.3 年かかった。

内閣府に相談にいったからは、認定をうけるまで1年くらいだった。

- ・平成20年3月中心市街地活性化協議会設立準備会設立会議を行い、2年くらい かかっている。
- ・都市計画の決定に関しても、平成19年10月に説明会を行い、平成21年に特別用途地区の都市計画決定したため、2年くらいの時間を要している。

(計画が終了した市に対して) 2期計画を取らなかった理由。

ハード事業をする予定がないため。

- ・ハード事業を行う予定がないため、ソフトだけではやる意味がないと判断した。
- ・計画は作成したがハード整備を行う予定がなく、ソフト面のため認定は受けなかった。ソフト面だけでは、認定をとるメリットが薄いと考えているため。

(2) 佐野市における認定中活の時期

認定中活の一番のメリットとしては、ハード事業への補助が大きいことである。

平成27年に佐野市が内閣府へ中活認定の事前相談を行った際、計画についてはハード事業とソフト事業が約半々になるように策定してほしいとの助言をもらっているが、「自由通路」「駅前交流プラザ」「まちなかサロン」等中心市街地の拠点となる整備が完了しており、喫緊のハード整備の必要はないと考えられる。またさのまちづくり(株)においても、補助の対象となるハード整備の希望は現在のところないようである。

計画期間がおおむね5年以内と短い時間設定であり、認定中活に盛り込むべきハード整備が今の段階では見つからなく、認定計画を作成する時期としては、今ではないと考える。

平成32年度に立地適正化計画(※)が佐野市においても策定される予定であるため、これと調整しながら、ハード整備が本当に必要となった際認定中活を策定したほうが良いと考える。

(※)「立地適正化計画」は、人口減少や超高齢社会が進む中であっても、子どもから高齢者まで安心して便利に暮らせる魅力あるまちとして持続的に発展していくため、公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、居住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導によりコンパクトなまちづくりを推進するための計画です。

(3) 次期佐野市中心市街地活性化計画について

認定中活を受けない場合の次期計画策定の必要性については、最終フォローアップにおいても事業は概ね順調に実施したが、指標の達成状況などの効果については「若干の活性化が図られた」という結果であり、十分な中心市街地活性化が図られたとは言えない状況である。また、協議会委員からも「計画策定は必要だと思う。」や「市民の共通認識として中長期的な道筋があるべき」との意見があることから、基本計画の策定は必要であると考えられる。

任意の計画を策定する場合、次の三つの方法が考えられる。

①現在の佐野市中心市街地活性化基本計画期間を延ばし使用する方法

これについては、修正の時間は要しないものの、計画期間に成し遂げることができなかった計画を、単純に期間延長しただけでは、何の成果も得られないのではないかという懸念がある。

②現在の佐野市中心市街地活性化基本計画の一部を改訂し使用する方法

本計画の 66 ページにも期間終了後、評価・効果・検証を行った上で、改訂を行う旨が記載されているため、現在未着手の事業について新たな側面から考えることもできる。

しかし、概ね着手済み及び完了となっていることから、中心市街地活性化の新たな進展は難しいと考えられる。

③新規の佐野市中心市街地活性化基本計画の策定

内容を一から決めることができることから、現在の計画に囚われず新たな計画を策定することができる。しかし、認定を受けない計画では国の補助メニューに期待した事業を行うことが難しく、市費のみでの実施やまちづくり会社や民間に頼った事業には限界があり、基本計画策定後の事業推進が難しく、期待する効果が上げられない可能性がある。

①の現計画の期間延長では、既着手事業の更なる推進、及び未着手事業の着手・完了が目標になるが、未着手事業について、これまで着手できないのは、原因が事業を取り巻く社会環境、需要と供給（採算性）、民業圧迫など様々あり、時間を要することで可能というものではないため、期間延長により達成できる可能性は低い。

③の任意の新規計画では、「(2) 佐野市においての認定中活の時期」において述べたとおり、中心市街地の拠点となる整備が概ね完了しており、喫緊のハード整備の必要はないと考えられることから、認定を受ける際と同様にハードとソフトを交えた新規基本計画づくりに適した時期ではないと考えられ、ハード整備が本当に必要となった際に認定中活を含めて検討すべきと考えられる。

最終フォローアップでも評価したとおり、現行基本計画の事業は概ね順調に実施したが、指標の達成状況などの効果については「若干の活性化が図られた」という

結果であり、未着手事業もいくつか残されている状況である。

従って、認定中活を受けるべきと判断される時期になるまでは、現行計画の未着手事業について実現の可能性を検討し、達成が困難な事業については、何故実現できないのか、どのような形態の事業にすれば実施可能かを検証し、指標達成に向けて貢献できる事業への振り替えや、基本計画を策定した時点では設立していなかった「さのまちづくり㈱」において実現が可能かどうかを検討した改訂を行い、引き続き現行基本計画の推進を図るべきであるとする。

(4) 改訂版佐野市中心市街地活性化計画の方針について

基本計画の改訂を行うに際し、現基本計画の問題点を踏まえ、次のとおり基本方針を定める。

① まちなかの各種データの更新

人口・世帯数、児童数、商業販売額など中心市街地活性化を図る上で重要な基礎データについて、最新のデータに更新し近年のトレンドを把握する。

② 戦略的まちなか活性化エリアの見直し

中心市街地活性化区域内にある「戦略的まちなか活性化エリア」について、エリア設定が概略的であり明確でないため、まちなかの概況を踏まえて明確なエリアを示す。

③ まちなか活性化の基本コンセプトの見直し

まちなか活性化の基本コンセプトや基本方針などで、不明確な表現であったり、計画策定時と大きく環境が変化している事項について、適正な表現に変更する。

④ 活性化施策・事業の見直し

方針ごとに展開している施策・事業について、引き続き実施すべき事業、役目を終えて完了している事業、着手・完了が不可能な事業の3つに分けて、着手・完了が不可能な事業については、各方針の目的と合致し、なおかつ着手・完了の見込みが十分にある事業に振り替える。

⑤ 各指標の見直し

目標値である指標について、指標そのものが時代背景に合致しているか検討し、そぐわないものについては別の指標に置き換える。また、各指標の目標値について、過大であったり過小であるものについては、現実的な目標値に再度設定する。

⑥ 推進体制・協働体制の見直し

基本計画の効果的な推進のため、本報告書を基にして改正を行う。

6. 今後の中心市街地活性化のための推進体制

佐野市中心市街地活性化基本計画は国の認定を受けたものではなく、任意の計画として策定したものであるが、佐野市が単独で作成する形ではなく、本協議会主導により計画づくりから深く関わってきたところである。計画策定後も本協議会としては、基本計画事業の進捗状況についての提言、重点課題に対するプロジェクトチームの設置など、基本計画を推進するための様々な事業を行ってきたところである。

(1) 佐野市中心市街地活性化基本計画上の取り扱い

計画期間終了後の取り扱いについて、佐野市中心市街地活性化基本計画の中では、協議会の今後の役割と展開方向として、協議会は法人格を持つ「まちづくり会社」や「NPO団体」などへ移行することが検討課題であり、本市の中心市街地活性化を牽引する組織として発展することが望ましいとある。

また、基本計画推進に向けては協議会に「マネジメント機能」、「プロデュース機能」、「コーディネート機能」が求められ、活性化を円滑かつ実現性の高いものにするためにも、現在行政で負っている事務局の業務を商工会議所等の民間団体に移行することも検討課題となるとある。

(2) 中心市街地活性化のための組織について（協議会委員の意見）

- ・ 中心市街地に住んでいる地元の人々が中心となって、かかわることが一番自然で最も活性化が期待できるものとする。
- ・ まちづくり会社などがコアとなって有機的なつながりを持った集団が存在、運営され続けていければよいと思う。
- ・ 従来の市主導の計画策定～協議会運営をまちづくり会社主導の体制とする。
(市は、まちづくり会社に委託費を払うことをお願いしたい。)
- ・ まちづくりの実行部隊を充実させるために、協議会の下にいろいろな部会を設ける。
- ・ 自由闊達に議題にあげられるような組織づくりをお願いしたい。

(3) さのまちづくり(株)の役割

設立趣意書抜粋

この会社は、中心市街地活性化基本計画をベースに、民間の力を活用して、「コンパクトで賑わいのあふれる街」を目指し、行政では時間を要したり進め難い施策も、民間という立場と活力でまちづくりを加速させるもので、先ずは中心部に残る未利用地や、遊休化した建物に新たな機能を誘導することにより、中心部の本来持つべき姿を取り戻すための事業を実施いたします。

定款抜粋

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 市街地の定住人口や交流人口の増加に資する業務
2. 商業振興による地域活性化に資する業務
3. 市街地整備改善事業の企画、調査、設計及びコンサルタント業務
4. 市街地整備改善事業の実施
5. 不動産の所有、管理業務
6. 公共施設の管理運営業務の受託
7. シティプロモーション事業の企画、運営受託
8. 佐野市との連携による、市全体の調和ある発展と活性化に資する事業
9. 前各号に附帯する一切の業務

さのまちづくり㈱では、上記の設立趣意及び定款に基づき様々な事業を展開している。具体的には、沿道街区共同利用事業として、県道等の公共用地買収に伴い発生する残地の売買や貸付けなど、地権者の意向に沿った相談を受け、土地がまとまる可能性がある箇所では進出意向のある企業の誘致を図っている。事例としては、平成28年に本町のセブンイレブン進出が成功しており、その他の箇所でも事業を推進しているところである。また、遊休化した市有地についても積極的に活用し、月極駐車場やテナントビル運営（予定）などを実施している。

まちづくり会社を設立した意義としては、地方自治法等の法令、公平・公正の原則などに阻まれて、行政では推進することが困難であった中心市街地活性化の推進事業について、半官半民の立場を活用して成果を上げているところであり、当初の意義どおり、中心市街地活性化のための実行部隊として「マネジメント機能」、「プロデュース機能」、「コーディネート機能」を備えた組織に成長しつつある。

(4) 新しい体制の検討

佐野市中心市街地活性化基本計画にあるとおり、協議会の今後の役割と展開方向として、協議会は法人格を持つ「まちづくり会社」や「NPO団体」などへ移行することが検討課題であり、協議会が主体となって設立された「さのまちづくり㈱」が、本市の中心市街地活性化を牽引する組織として発展することが望ましいと考えられる。また、さのまちづくり㈱には、現行基本計画の中で着手できなかった事業について、行政や民間では困難であった部分を、半官半民の立場から「マネジメント機能」、「プロデュース機能」、「コーディネート機能」を備えて実行できる組織として期待される。

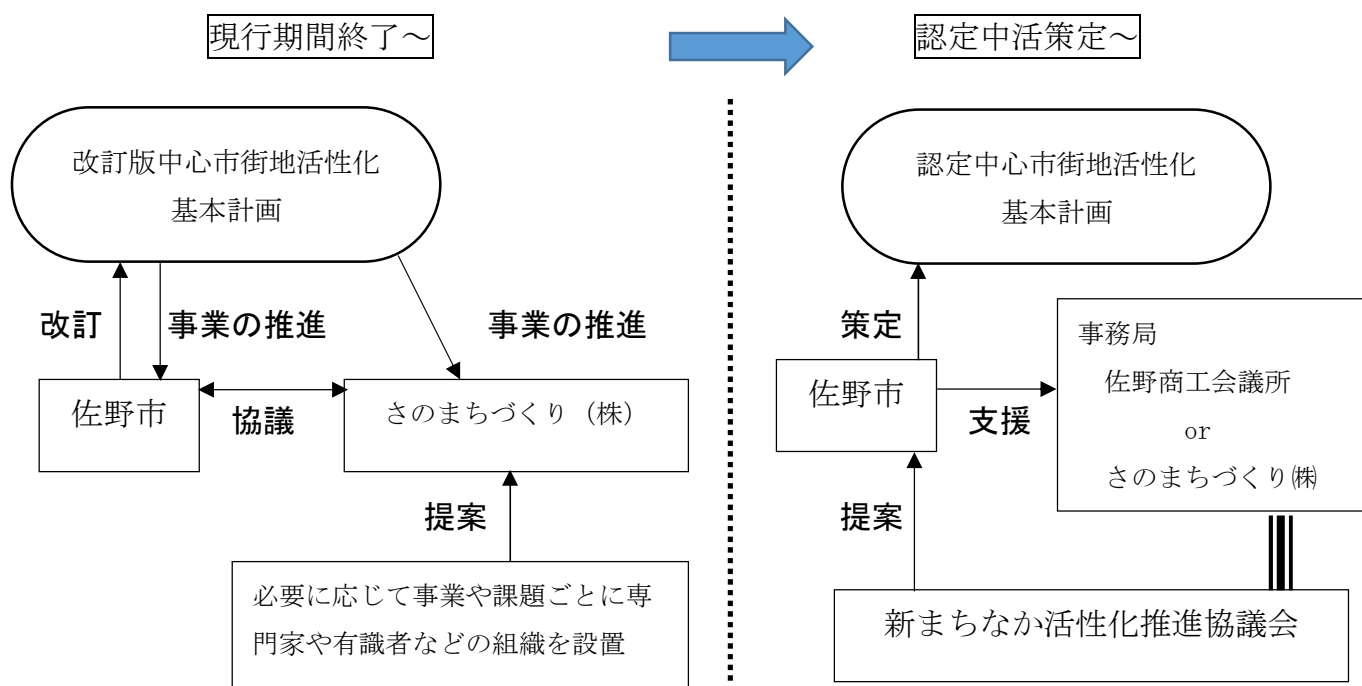
次期中心市街地活性化基本計画については、認定中活に盛り込むべきハード整備の目途が立ち、佐野市立地適正化計画と十分に整合性を図った後、然るべき時期に認定中活として新しい計画づくりを進めるべきと考える。それまでの現行計画期間終了後は現行基本計画の一部を改訂し、現行基本計画の未着手事業など、さのまち

づくり㈱が中心となり、民間・商工会議所・行政と連携して事業に取り組み、指標などの効果の向上を図るべきと考える。

新しい体制では、現行基本計画にあるとおり、活性化を円滑かつ実現性の高いものにするためにも現在行政で負っている事務局の業務を商工会議所等の民間団体に移行することも検討課題とある。また、協議会委員からも「従来の市主導の計画策定～協議会運営をまちづくり会社主導の体制とする。」など、さのまちづくり㈱に主体的役割を期待する意見もある。

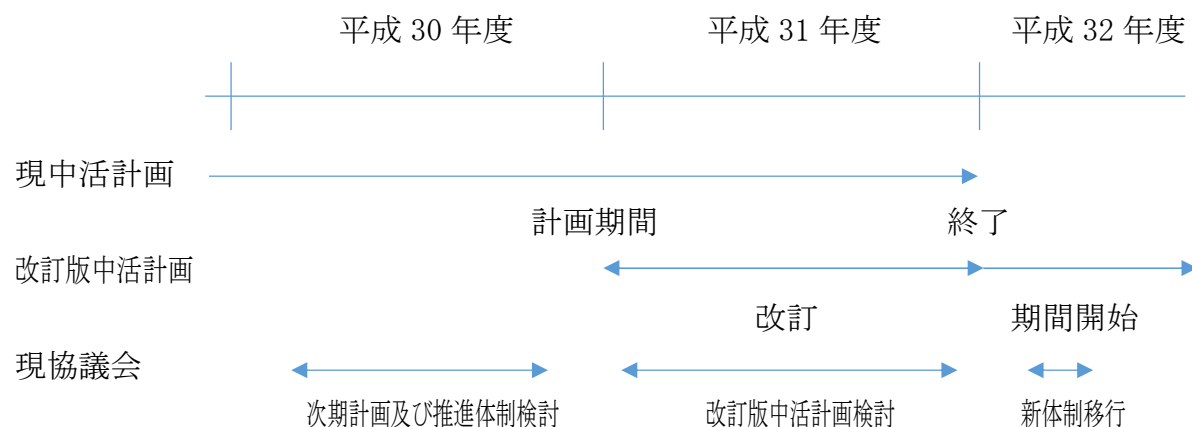
そこで、現行計画にあるとおり中心市街地活性化を牽引する組織として、「さのまちづくり㈱」が設立された現状では、同社がその機能を担うものとして、現行計画期間終了を持って新体制へ移行する。ただし、「さのまちづくり㈱」の機能を補完するものとして、必要に応じて散発的に専門家や有識者による組織を設置し、事業や課題などについて意見を徴取する組織を残すものとする。

また、認定中活を受ける条件が整った際には、認定制度に見合った新しい法定協議会を設置し、新しい中心市街地活性化基本計画について様々な協議を行う。その際には、現行基本計画にあるとおり、活性化を円滑かつ実現性の高いものにするためにも現在行政で負っている事務局の業務を「商工会議所」若しくは「さのまちづくり㈱」において行うものとする。

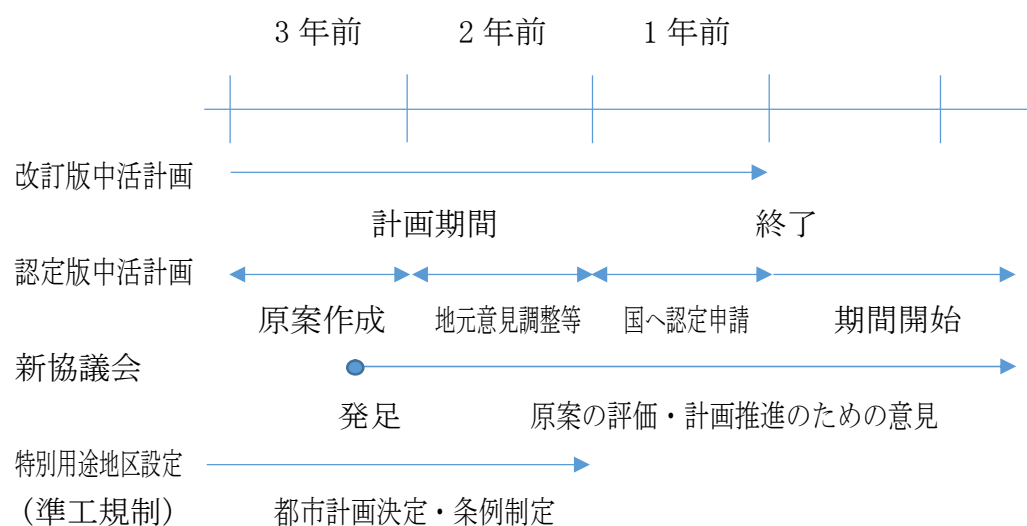


7. 今後のスケジュール

(1) 期間終了～改訂版期間開始



(2) ～認定中活運用開始



□佐野市まちなか活性化推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、佐野市まちなか活性化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、本市の中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、次の事項に係る協議を行う。

- (1) 中心市街地活性化基本計画の推進に関すること
- (2) 中心市街地活性化推進に関する調査研究及び普及啓発に関すること
- (3) 中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施に関すること
- (4) その他中心市街地活性化推進のために必要な事業に関すること

(組織)

第3条 協議会は、第2条の目的に賛同する、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 佐野商工会議所
- (2) 学識経験者
- (3) 商業関係者
- (4) 佐野市
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認めるもの

2 協議会に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長)

第4条 会長は佐野商工会議所選出の副会頭を充て、副会長は佐野市副市長を充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は総会及び協議会とし、会長がこれを召集し、会議の議長となる。

(専門部会)

第6条 協議会は、専門的な事項を調査し検討するため、下部組織として各種専門部会を置くことができる。

(経費)

第7条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第8条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は委員の互選により選任する。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、佐野市都市建設部都市計画課において処理する。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終るものとする。

(その他)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は平成 21 年 1 月 22 日から施行する。

この規約は平成 22 年 4 月 27 日から施行する。

□佐野市まちなか活性化推進協議会名簿

○平成 30(2018)年度

(号数及び五十音順)

	氏 名	区 分	備 考
1	木 村 浩	会 長	佐野商工会議所 副会頭
2	落 合 正	副会長	佐野市副市長
3	小 倉 伸 介	1 号委員	佐野商工会議所
4	亀 田 和 則	2 号委員	佐野短期大学
5	小 暮 文 夫	2 号委員	株式会社 田園都市設計
6	亀 山 文 彦	2 号委員	栃木県建築士会
7	松 永 安優美	2 号委員	医療法人 聖生会
8	茂 木 弘 司	2 号委員	株式会社 茂木設計
9	長 濱 幸 佑	3 号委員	佐野青年会議所
10	慶 野 昇	3 号委員	佐野市観光協会
11	五 箇 大 也	3 号委員 (監事)	佐野駅南商店街協同組合
12	篠 崎 博 司	3 号委員	株式会社 篠崎衣裳店
13	奈良原 一 実	3 号委員	佐野市商店連合会
14	小 野 勉	4 号委員 (監事)	佐野市産業文化部
15	青 木 正 典	4 号委員	佐野市都市建設部
16	池 澤 智 則	5 号委員	さのまちづくり株式会社
17	大 芦 宏	5 号委員	佐野農業協同組合
18	片 柳 栄	5 号委員	西浦・黒袴土地地区画整理審議会
19	西 川 能 文	5 号委員	栃木県安足土木事務所
20	永 倉 文 子	5 号委員	特定非営利活動法人 CoCoA
21	成 瀬 正 彦	5 号委員	佐野ケーブルテレビ株式会社
22	廣 瀬 裕	5 号委員	佐野市文化協会

○令和 元(2019)年度

(号数及び五十音順)

	氏 名	区 分	備 考
1	木 村 浩	会 長	佐野商工会議所 副会頭
2	加 藤 栄 作	副会長	佐野市副市長
3	小 倉 伸 介	1 号委員	佐野商工会議所
4	亀 田 和 則	2 号委員	佐野短期大学
5	小 暮 文 夫	2 号委員	株式会社 田園都市設計
6	塩 島 潔	2 号委員	栃木県建築士会
7	松 永 安優美	2 号委員	医療法人 聖生会
8	茂 木 弘 司	2 号委員	株式会社 茂木設計
9	伊 藤 真 弘	3 号委員	佐野青年会議所
10	慶 野 昇	3 号委員	佐野市観光協会
11	五 箇 大 也	3 号委員 (監事)	佐野駅南商店街協同組合
12	篠 崎 博 司	3 号委員	株式会社 篠崎衣裳店
13	奈良原 一 実	3 号委員	佐野市商店連合会
14	小 野 勉	4 号委員 (監事)	佐野市産業文化部
15	越 石 彰	4 号委員	佐野市都市建設部
16	池 澤 智 則	5 号委員	さのまちづくり株式会社
17	大 芦 宏	5 号委員	佐野農業協同組合
18	片 柳 栄	5 号委員	有識者
19	嶋 田 幸 男	5 号委員	栃木県安足土木事務所
20	永 倉 文 子	5 号委員	特定非営利活動法人 CoCoA
21	成 瀬 正 彦	5 号委員	佐野ケーブルテレビ株式会社
22	廣 瀬 裕	5 号委員	佐野市文化協会

○令和 2(2020)年度

(号数及び五十音順)

	氏 名	区 分	備 考
1	木 村 浩	会 長	佐野商工会議所 副会頭
2	加 藤 栄 作	副会長	佐野市副市長
3	小 倉 伸 介	1 号委員	佐野商工会議所
4	亀 田 和 則	2 号委員	佐野短期大学
5	小 暮 文 夫	2 号委員	株式会社 田園都市設計
6	塩 島 潔	2 号委員	栃木県建築士会
7	松 永 安優美	2 号委員	医療法人 聖生会
8	茂 木 弘 司	2 号委員	株式会社 茂木設計
9	馬 場 大 輔	3 号委員	佐野青年会議所
10	慶 野 昇	3 号委員	佐野市観光協会
11	五 箇 大 也	3 号委員 (監事)	佐野駅南商店街協同組合
12	篠 崎 博 司	3 号委員	株式会社 篠崎衣裳店
13	奈良原 一 実	3 号委員	佐野市商店連合会
14	小 野 勉	4 号委員 (監事)	佐野市産業文化部
15	越 石 彰	4 号委員	佐野市都市建設部
16	麻 生 芳 子	5 号委員	佐野農業協同組合
17	池 澤 智 則	5 号委員	さのまちづくり株式会社
18	片 柳 栄	5 号委員	駅南公園西土地地区画整理審議会
19	分 田 久 貴	5 号委員	栃木県安足土木事務所
20	永 倉 文 子	5 号委員	特定非営利活動法人 CoCoA
21	成 瀬 正 彦	5 号委員	佐野ケーブルテレビ株式会社
22	廣 瀬 裕	5 号委員	佐野市文化協会

□佐野市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱

令和元年 6 月 17 日訓令第 15 号

佐野市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づき佐野市中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）の策定又はその変更を行うため、佐野市中心市街地活性化基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、基本計画又はその変更の原案を作成し、これを市長に提出する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は都市建設部長を、副委員長は産業文化部長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 委員会は、基本計画又はその変更の素案を作成するため、部会を置く。

2 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 基本計画又はその変更の素案を作成し、これを委員会に提出すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が指定する事務を行い、その結果を委員会に報告すること。

3 部会は、部会長及び副部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は都市計画課長を、副部会長は産業立市推進課長を、部会員は市長が指名する職員をもって充てる。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第 1 項中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部長 行政経営部長 市民生活部長 こども福祉部長 健康医療部長 観光スポーツ部長 都市建設部次長 教育総務部長

□佐野市中心市街地活性化基本計画策定委員会名簿

○令和元年度

No.	役職名	職 名	氏 名
1	委員長	都市建設部長	越 石 彰
2	副委員長	産業文化部長	小 野 勉
3	委 員	総合政策部長	大 木 聡
4	〃	行政経営部長	松 本 仁
5	〃	市民生活部長	中 里 勇
6	〃	こども福祉部長	中 村 正 江
7	〃	健康医療部長	内 田 勉
8	〃	観光スポーツ部長	関 口 吉 丸
9	〃	都市建設部次長	木住野 誠
10	〃	教育総務部長	吉 田 重 弥

○令和2年度

No.	役職名	職 名	氏 名
1	委員長	産業文化部長	小 野 勉
2	副委員長	都市建設部長	越 石 彰
3	委 員	総合政策部長	大 木 聡
4	〃	行政経営部長	松 本 仁
5	〃	市民生活部長	内 田 勉
6	〃	こども福祉部長	中 村 正 江
7	〃	健康医療部長	寺 岡 利 幸
8	〃	観光スポーツ部長	関 口 吉 丸
9	〃	教育総務部長	永 島 常 民

□佐野市中心市街地活性化基本計画策定部会名簿

○令和元年度

No.	役職名	職 名	氏 名
1	部会長	都市計画課長	岡 部 悦 郎
2	副部会長	産業立市推進課長	大 竹 和 仁
3	部会員	政策調整課長	小 倉 浩 史
4	〃	都市ブランド推進室長	早 川 文 夫
5	〃	広報・地域連携課長	鈴 木 誠 蔵
6	〃	危機管理課長	毛 塚 敏 夫
7	〃	環境政策課長	落 合 武 史
8	〃	交通生活課長	藤 掛 誠
9	〃	障がい福祉課長	名 村 栄 子
10	〃	こども課長	鈴 木 秀 明
11	〃	医療保険課長	山 菅 昭 浩
12	〃	いきいき高齢課長	墳 本 明 美
13	〃	文化立市推進課長	上 岡 幸 宏
14	〃	観光立市推進課長	高 橋 利 彰
15	〃	スポーツ立市推進課長	渡 辺 恭 則
16	〃	都市整備課長	広 瀬 厳
17	〃	道路河川課長	黒 田 英 文
18	〃	建築住宅課長	羽 山 俊 治
19	〃	文化財課長	出 居 博

○令和2年度

No.	役職名	職 名	氏 名
1	部会長	産業立市推進課長	小 倉 浩 史
2	副部会長	都市計画課長	岡 部 悦 郎
3	委員	政策調整課長	小 田 一 之
4	〃	都市ブランド推進課	鈴 木 誠 蔵
5	〃	危機管理課長	毛 塚 敏 夫
6	〃	環境政策課長	大 竹 和 仁
7	〃	市民生活課長	藤 掛 誠
8	〃	障がい福祉課長	名 村 栄 子
9	〃	こども課長	鈴 木 秀 明
10	〃	医療保険課長	山 菅 昭 浩
11	〃	いきいき高齢課長	墳 本 明 美
12	〃	文化立市推進課長	上 岡 幸 宏
13	〃	観光立市推進課長	高 橋 利 彰

14	〃	スポーツ立市推進課長	村山和之
15	〃	都市整備課長	三関純一
16	〃	道路河川課長	黒田英文
17	〃	建築住宅課長	毛塚英夫
18	〃	文化財課長	山口明良

□策定経過

年 月 日	会 議 等 名	内 容
平成31年 3月26日	佐野市まちなか活性化推進協議会から提案書の提出	「次期中心市街地活性化基本計画及び推進体制の在り方について」
令和元年 5月8日	令和元年度第2回 政策調整会議	第2次佐野市中心市街地活性化基本計画の策定について(策定方針及び策定体制の検討)
5月22日	令和元年度第2回 政策会議	第2次佐野市中心市街地活性化基本計画の策定について(策定方針及び策定体制の検討)
8月21日	第1回佐野市中心市街地活性化基本計画策定委員会・部会	現行計画の概要、中心市街地の現状・課題、中心市街地活性化に関する国・県等の動向、第2次計画の概要
9月9日	第2回佐野市中心市街地活性化基本計画策定部会	中心市街地の現状・課題、次期計画の方針、次期計画の推進体制
12月25日	令和元年度第9回 政策会議	第2次佐野市中心市街地活性化基本計画の策定スケジュールの変更について
令和2年 3月26日	第3回佐野市中心市街地活性化基本計画策定部会（書面協議）	第2次佐野市中心市街地活性化基本計画策定に係る意見照会(中心市街地活性化計画区域及び戦略的まちなか活性化エリア、掲載事業、成果指標)
4月17日	第4回佐野市中心市街地活性化基本計画策定部会（書面協議）	第3回策定部会の結果報告、第2次佐野市中心市街地活性化基本計画（原案）の検討
4月23日	第2回佐野市中心市街地活性化基本計画策定委員会（書面協議）	第2次佐野市中心市街地活性化基本計画（原案）の検討
7月1日 ～31日	パブリック・コメント	佐野市ホームページに掲載 佐野市役所、田沼行政センター、葛生行政センターで閲覧
8月〇日	第2次佐野市中心市街地活性化基本計画の策定	

第 2 次 佐野市中心市街地活性化基本計画

令和 2 年（2020 年）8 月

発行 佐野市

編集 佐野市産業文化部産業立市推進課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町 1 番地

T E L 0283-20-3040

F A X 0283-20-3029

E-mail sangyou@city.sano.lg.jp

U R L <http://www.city.sano.lg.jp>

